

令和５年度 各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		施設の講じた措置
		分類	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	施設運営方針	来年度以降も更に積極的に刑務所の在り方の検討や環境の向上を進めることを要請する。	刑務所のより良い在り方の検討、被収容者の生活環境の向上及び職員の適正な業務遂行に努めてまいりたい。
2	札幌刑	物品の貸与等及び自弁	優遇区分が１・２・３類の受刑者に認められている自弁のし好品の質・量の向上を要望する。 また、自弁物品の品揃えについて、他の刑務所では購入できる物品や当所では現状取り扱っていない商品を購入したい旨の要望があったため、検討を要望する。	受刑者の優遇措置に関する通達が改正され、優遇措置に係る自弁のし好品の購入価格の上限が撤廃されたことに伴い、購入できるし好品の内容（質・量等）の変更をすべく検討を進めている。 また、自弁物品の品ぞろえについては、他の刑務所で購入でき、当所では購入できない物品については、指定事業者における取り扱い状況等を確認しつつ、今後、購入を検討することとしたい。
3	札幌刑	組織・職員	受刑者に対する刑務官の不適切な言動が根絶され、刑務官が受刑者の模範となることを期待する。	令和５年１０月、札幌法務局人権擁護部から外部講師を招へいし人権研修を実施するなど職員の被収容者に対する姿勢や考え方を改革する取組を行っている。 引き続き、職員に対する研修等を通じて、組織風土の変革につなげてまいりたい。
4	札幌刑	保健衛生及び医療	令和３年度及び同４年度に大腸がん検診が行われておらず受刑者の適切な健康管理を要望する。 また、夏季における暑さ対策について受刑者の健康が害されることのないよう効果的な対策を求める。	大腸がん検診については、矯正局矯正医療管理官通知に基づき、定められた対象者に対して年１回実施することとなっているところ、令和３年度及び令和４年度については、事務の疎漏によって実施していなかったことが認められたため、改善を図り、令和５年度は同検診を実施済みである。今後とも被収容者の健康管理には一層の注意を払ってまいりたい。 暑さ対策については、時期を逸することなく夏季処遇計画を立て、実効性のある各種対応を図っていく。
5	札幌刑	矯正処遇の実施等	施設の取組等について受刑者への定期的な周知を要望する。	視察委員会の御意見を踏まえた当所の様々な取組や改善状況の周知方法については、現在当所で検討中であり、令和６年度の視察委員会において具体的に提案したい。
6	札幌刑	施設運営方針	今後施行される拘禁刑への対応に向けた人手不足の問題が明らかになったところ、これらについては施設内部の問題というよりは、管轄する法務省との協議事項と考える。同省との密な連携を要望する。	拘禁刑への対応や職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについては上級官庁に伝達したい。
7	札幌刑	刑事施設視察委員会	外部専門機関との更なる連携強化を図り、また、その情報の委員会への提供を望む。	拘禁刑施行に向けて、新たな取組を多数講じていくに当たり、実施状況の情報発信、伝達を積極的に行い、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、その内容について委員会と情報共有してまいりたい。
8	旭川刑	物品の貸与等及び自弁	自弁によるし好品（集会における菓子や飲み物）の選択制の導入を検討されたい。	御意見を受け、対応可能か検討したい。
9	旭川刑	矯正処遇の実施等	釈放前の作業報奨金の使用額について、原則月３,０００円を限度とする基準があるが、物価高騰に対応するため、基準の撤廃、見直しを検討されたい。	当所においては自弁物品の購入に係る金額の上限を原則３,０００円としているが、社会情勢、予算の状況を勘案して、必要があれば撤廃及び見直しを実施したいと考える。
10	旭川刑	組織・職員	名古屋刑務所の不適正処遇事案を受け、職員の人権意識向上等を図るための各種研修が行われたとのことであるが、その後も、職員による暴言、威圧的言動があった旨の苦情が尽きない。研修・教育の実施で満足するのではなく、その後の職員の言動にも留意するとともに、研修や教育の効果を維持するなど、更なる改善に努められたい。	各種研修等により、被収容者の人権尊重に関する教育指導を実施してきたところではあるが、研修後も継続的に更に職員への注意喚起を行って、被収容者に対する人権意識の向上に努めていきたい。
11	帯広刑	保健衛生及び医療	入浴時、かみそりを使用しない被収容者にまでかみそりを貸与している取扱いの変更を検討されたい。	かみそりの使用が必要な被収容者にのみ貸与することとした。
12	帯広刑	施設の敷地・建物等	高齢の被収容者が生活に不便を感じないように、居室内に手すりを設置することを検討されたい。	い首などによる自殺を未然防止するため、居室内に手すりの設置は困難だが、必要と認められる被収容者に対して、これに代わる設備を居室内に備えることが可能か検討する。
13	帯広刑	保健衛生及び医療	夏季であることから、被収容者がマスクを外せるよう検討されたい。	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、マスクの着用を指導してきたが、令和５年７月２４日からは中止することとした。
14	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	自弁物品を整理収納できるポーチなどを購入できるよう検討されたい。	訓令において、ポーチ類は自弁を許すことができる物品に該当しないところ、必要性等を鑑み、御意見があったことについては、上級官庁へ報告することとした。
15	帯広刑	施設の敷地・建物等	居室の窓に網戸が付いていないため、被収容者の不正な物品授受等のおそれから、窓の一部を開放させていないとのことである。熱中症対策のため、網戸を設置するための予算措置を講じるよう、上級官庁に伝達することを検討されたい。	御意見があったことについて、上級官庁へ報告した。 なお、居室内における熱中症対策として、令和６年度から食器口の開放範囲を拡大し、通気性を良くすることとした。

16	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	目の洗浄液について、自弁物品として購入できるよう検討されたい。また、コンタクトの洗浄液について、サイズの大きい物品を購入できるよう検討されたい。	目の洗浄液は、訓令において、自弁を許すことができる物品に該当しないため、自弁物品として購入することは認められない。コンタクトの洗浄液は、120mlの物品を購入可能なところ、500mlの物品を購入可能とする予定である。
17	帯広刑	施設の敷地・建物等	工場の人数が多く場合、入浴場のシャワーが冷たい水しか出ないことから、改善するよう検討されたい。	設備の老朽化等により、入浴場のシャワーの一部でぬるいお湯が出る場合があり、修理や清掃等に対応してきたが、令和5年度にボイラー2基の予算措置が講じられ、更新工事を実施中である。
18	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	老眼で針に糸を通すのに苦労しているとの意見があることから、裁縫箱に糸通しを入れるよう検討されたい。	全工場の裁縫箱に糸通しを整備するよう検討を進める。
19	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	屋食のおかずが1品減るなど、食事内容が悪くなっていると感じている被収容者がいることから、改善するよう検討されたい。	近時の食料品等の物価高騰に伴い、昨年度の献立と比べて、その日の副食の支給や栄養量を考慮しながら、品数を1品減らすこともある。今後も限られた予算の中、被収容者の嗜好傾向を参酌し、献立作成に努める。
20	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	貸与される毛布が2枚では寒いとの意見があることから、貸与枚数を増やすよう検討されたい。	毛布の貸与枚数について、2枚から3枚とする取扱いに変更した。
21	帯広刑	保健衛生及び医療	室内運動での腕立て、スクワット、腹筋等の筋力トレーニングを許可してほしいとの意見があることから、改善するよう検討されたい。	室内運動で筋力トレーニングを許可していないのは、量等の設備の消耗を避けるだけではなく、周囲の被収容者に迷惑を掛けないためである。 なお、室内運動として、ラジオ体操（ジャンプを伴う体操を除く）、定められた姿勢を維持することで特定の部位を鍛える運動及びストレッチ体操を許可している実情にある。
22	帯広刑	刑事施設視察委員会	視察委員会に対する意見提案箱の設置場所について、工場出業時の進行方向とは逆側に設置してあることから、進行方向側に設置するよう検討されたい。	進行方向側への設置に変更することとした。
23	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	他施設で購入した電気かみそりについて、当所では当該メーカーの替え刃が購入できないとの意見があることから、改善するよう検討されたい。	今後、当該メーカーの電気かみそり本体や替え刃も購入できるように検討を進める。
24	帯広刑	外部交通	信書を書く際、赤のボールペンの使用を認めるよう検討されたい。	黒又は青のボールペンを使用させていたところ、令和6年3月7日付けで赤ボールペン、鉛筆、シャープペンシルを使用できるように内規を改正した。
25	帯広刑	規律及び秩序の維持	冬期間は寒く、早く布団に入りたいとの意見があることから、仮就寝の時間を早めるよう検討されたい。	計画に沿って適宜に蒸気送蒸を実施しており、殊更室温が低下するわけではないため、動作時限を変更する予定はない。
26	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	虫歯予防のため、歯間ブラシやフロスを購入できるように検討されたい。	歯間ブラシを購入できるように検討を進める。
27	帯広刑	物品の貸与等及び自弁	ボディークリームとリップクリームは、用途が違ふことから、一律に「クリーム類」として1回の購入個数を1個と制限していることについて、改善するよう検討されたい。	内規の改正について、検討中である。
28	網走刑	物品の貸与等及び自弁	簿記以外の学習等にも電卓を使用できるように要望する。	ファイナンシャルプランナー等の資格試験を受験する際には、電卓の持ち込みを許可するなど、受刑者からの申出内容及びその用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合には許可している。
29	網走刑	施設の敷地・建物等	単独運動場に衣類を置く場所がないのでフックを設置することを検討されたい。	令和5年5月29日から居室棟出入口付近に衣類を収納できる箱を設置した。
30	網走刑	書籍等の閲覧	備付書籍が古いので交換を検討されたい。	年1回定期的に購入し、購入した書籍については、備付書籍に追加するとともに、古い書籍の廃棄を実施しており、書籍の更新を進めている。なお、令和4年度は書籍約190冊を購入し、書籍49冊の寄贈を受けた。
31	網走刑	書籍等の閲覧	私本の購入申込をし、入荷されない場合は未入荷と告知されるが廃刊や絶版と区別して知らせることを検討されたい。	廃刊や絶版となった書籍についても、書籍の取扱事業者からすべて未入荷と回答されており、施設においては当該書籍が廃刊又は絶版であるかどうか確認できないことから、未入荷と告知している。
32	網走刑	書籍等の閲覧	テレビ・ラジオアンケートに自由記載欄を設け、また、テレビ番組を選択できるよう検討されたい。	ラジオ番組のアンケートには自由記載欄があり、無事故集会、誕生会等で放映するテレビ番組のアンケートについても、今後、自由記載欄を設ける予定である。また、普段のテレビ視聴は自由にチャンネルを選択できる。
33	網走刑	保健衛生及び医療	昼夜間単独室処遇受刑者の集団運動が月1回しか実施されていないので増やすことを検討されたい。	集団運動は1月につき2回以上の機会を与えている。
34	網走刑	物品の貸与等及び自弁	食事の量、質が劣化している。被収容者からは、3キロやせたとの意見もある。対応を検討されたい。	食料品の価格が高騰しているが、給与熱量については矯正施設被収容者食料給与規程の基準を下回らないようにしている。また、給食嗜好調査を踏まえて安価で人気の高いご当地メニューを考案するなど、常に献立に工夫を凝らし、限られた予算の範囲で質、量の向上に努めている。

35	網走刑	保健衛生及び医療	夏季就寝時、パジャマの下衣の脱衣を認めていいのではない。検討されたい。	道東地方で熱帯夜の日もあったので、次の夏季からは期間を限定して認めることを検討する。
36	月形刑	物品の貸与等及び自弁	類別集会における自弁購入菓子等について、購入額の上限を上げるよう検討されたい。	令和6年3月14日に内規を改正し、購入額の上限を500円（優遇区分第3類は400円）から700円とした。
37	月形刑	物品の貸与等及び自弁	類別集会における自弁購入菓子等について、類別の購入価格の差について解消するよう検討されたい。	令和6年3月14日に内規を改正し、購入額の上限を一律700円とした。
38	月形刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入品目について、入れ歯安定剤のクッションタイプ、歯磨き粉、デンタルフロス、歯間ブラシなどの口内の健康用品について購入できるよう検討されたい。	歯磨き粉は3種類、歯ブラシについても、用途に応じて「かため」や「やわらかめ」のものを取り扱っている。 入れ歯安定剤のクッションタイプについては、エタノールが含有されていることにより、令和5年10月から全国的に販売を中止とした経緯がある。 なお、歯間のケアができる品目として、ミニブラシの購入ができるよう指定事業者と協議する。
39	月形刑	保健衛生及び医療	居室内における歯磨きについて、鏡の前で行うことを制限しているが、適切に口腔内を磨くため鏡の前で行うことができるよう運用の変更を検討されたい。	共同室において、歯磨き時の位置を自由にした場合、トラブルに発展するおそれがあることから、洗面所又は自席で歯磨きを行うこととしているが、昼夜間単独室についてはトラブルに発展することはないため、鏡の前で歯磨きを行えるよう、動作要領に係る内規を改正し、夜間単独室においてもその取扱いを準用することとした。
40	月形刑	矯正処遇の実施等	通信教育について、多数の希望者が受講できるよう検討されたい。	公費による通信教育は、予算上3種類（日商簿記2級、同3級及びペン習字基礎講座）となっている。 予算の増額等について、上級官庁に報告する。 なお、私費（費用の全額を自費）による通信教育は、随時、希望する通信教育の出願を受理し、受講について審査を行っている。
41	月形刑	矯正処遇の実施等	作業報奨金計算額の加算基準について、被収容者に対して分かりやすい説明を行うよう検討されたい。	作業報奨金計算額の加算基準については、受刑者所内生活心得において説明をしているが、更なる周知について検討することとしたい。
42	月形刑	組織・職員	被収容者の呼称について、「さん付け」の徹底を要望する。	現在、被収容者の呼称について、「さん付け」を行っているところ、今後も研修や指導を継続し、徹底に努める。
43	月形刑	規律及び秩序の維持	起床前読書の運用時間について、できる限り拡大運用するよう検討されたい。	実施要領について、見直しを図ることを検討している。
44	月形刑	書籍等の閲覧	被収容者から、購入書籍や差入書籍の閲覧禁止措置について、その基準が明確でなく、広範すぎるとの意見があったことから、閲覧禁止に係る基準について、被収容者に対してできる限り分かりやすく包括的に提示するよう検討されたい。	書籍の閲覧禁止については、刑事収容施設法第70条に基づき、個別具体的に判断しているため、類型化して一概に提示することは困難である。
45	函館少刑	施設の敷地・建物等	提言書にも記載のあるウェアラブルカメラの装着について、全職員の職務遂行中を対象にできるよう同カメラの相当数の整備を上級官庁に要望する。	御意見があったことについて上級官庁に報告する。
46	青森刑	金品の取扱い	外部からの差入れ本について、本年度になり、差入れがあったことの告知が遅く、また、交付まで時間がかかっているとの苦情が多数寄せられた。差入れ日から告知日まで2週間以上もあいたことがあった、手元に本が届くまでに差入れ日から1か月かかることがあったとの意見もあった。外部からの差入れ本について、速やかな告知及び交付を要望する。	差入れの告知及び交付について、視察委員会からの御指摘のように長期の期間を要する実態は確認できなかったものの、今後、差入れの告知処理に携わる職員の増員、職員の業務分担の見直し等により、可能な限り処理時間の短縮を図ることし、交付に関しては、引き続き、適正かつ迅速に処理を行うこととしたい。
47	青森刑	組織・職員	職員に対し意見・提案書の交付を願い出たところ、職員から「こんな物を書いても何の意味もないぞ」、「意見・提案箱に提案するのは、あなたたちの自由だからいいのですが」と言われたとの意見があった。意見・提案書の提出を妨害する言動、または妨害と受け取られかねない言動をしないよう要望する。	本件について調査したところ、意見・提案書の提出を妨害するような言動は認められなかったものの、今後も職員がそのような言動を取ることが決まてないよう、監督者から注意・指導を行っていくほか、職員研修等を実施していく。
48	青森刑	施設運営方針	一部の若い職員の被収容者に対する態度が殺伐としている、被収容者に対する態度や話し方がとても威圧的な職員がいる、職員によって被収容者に対する態度に雲泥の差があるなど、職員の被収容者に対する接し方に関する意見が一定程度寄せられている。第三者委員会の提言などを参考に、組織風土や職場環境の変革などを要望する。	職員の態度や言葉遣いについて、巡回時等に不適切な態度や言葉遣いを見たり聞いたりした場合、監督者から注意・指導を行っている。また、監督者から各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているところ、第三者委員会の提言などを踏まえて、組織風土や職場環境の変革に向けた取組を実施していく。
49	青森刑	物品の貸与等及び自弁	集会時のお菓子の購入額が500円以内となっているが、物価高が続いている社会情勢に応じて、購入額の上限を引き上げるなどの対応を要望する。	優遇措置に係る摂取を許すお菓子の購入額については、関係通達の一部改正により、令和6年4月から500円を超えない範囲内からおおむね700円に変更した。
50	青森刑	物品の貸与等及び自弁	配食の偏りについて、継続的に意見が寄せられている。工場での昼食のとき、配食係2名が作業中に配食作業を進めるが、担当職員は作業中のため、ほとんど配食作業の確認をしておらず配食作業が終わった後の最後の確認もしていないとの意見、夕食も同様の状態となっているとの意見が寄せられている。配食に偏りがでないよう担当職員による確認を怠らないよう要望する。	食事の量については、1人当たりの支給量が同じになるよう各工場及び各居室棟において、指定された受刑者が配食を行うが、その際、職員が均等に配食されているか必ず確認し、支給に偏りがある場合は、当該職員が是正しているところ、今後も支給に偏りがないように配食の確認などを徹底する。

51	宮城刑	刑事施設 視察委員 会	被収容者から視察委員会に提出された意見・提案書が開示請求された場合、視察委員会の委員以外の者が意見・提案書の内容を把握できない方法により対応すべきであり、また、その対応をするための十分な予算を確保するとともに、視察委員会独自の事務局を整備すること等も検討されたい。	頂いた御意見については当所限りにおいて判断することはできないため、上級官庁に報告することとしたい。
52	宮城刑	物品の貸 与等及び 自弁	給食においては、引き続き不平等・不公平を未然に防止する方策をとるとともに、法令等に定められた被収容者の摂取カロリー、栄養素の基準を満たし給与するとともに、献立や味付けを工夫するよう努められたい。	給食時の不公平等を防止するため、給食前に職員が給与量を確認しており、また、給食に関する給与熱量及び栄養素については、各種法令等に基づき適正な給食を行っているところであり、引き続き、食材調達・献立・調理及び衛生管理等を含め、安定した給食に留意してまいりたい。
53	宮城刑	宗教上の 行為	余暇時間に個人で行う宗教行為は、他者に影響を与えるものではない場合、これを許可するよう求める。	一人で行う宗教上の行為は、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、禁止又は制限をしていない。
54	宮城刑	賞罰	閉居罰中の宗教に関する書籍については、使用を許可するよう求める。	閉居罰中は、書籍の閲覧の申出があった場合には、個別具体的に必要性を検討の上、可否を判断している。
55	宮城刑	組織・職 員	職員に対し、言葉遣いに関する研修や被収容者への接し方等に関する研修を定期的実施するよう求める。	職務の性質上、被収容者に対して厳しく注意・指導をしなければならない場面があるところ、そのような状況であっても、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、今後も各種研修・教育を通じて職員の人権意識の喚起・高揚を図っていききたい。
56	宮城刑	組織・職 員	担当職員が適正に職責を果たせるよう、職員の精神的なケアの要否等も含め、対応されることを求める。	職員の面接を定期的実施するとともに、今後も必要がある都度、適切にフォローアップしていききたい。
57	宮城刑	組織・職 員	引き続き、改正刑法施行に向けて、職員の意識改革、必要な研修等を実施されることを求める。	刑法改正施行に向けて、職員の意識改革、必要な研修が、確実に実施されるよう当所における取組を継続して実施したい。
58	宮城刑	刑事施設 視察委員 会	意見・提案書の様式に関し、書ききれない場合は裏面を利用するなどの付記することについての検討を求めたことについて上級官庁に報告することの回答を得ていたが、検討状況等の報告がないことから、改めて上級官庁に報告し、検討されることを求める。	意見・提案書の記載について、裏面の利用ができることを内規等により、周知する予定である。
59	宮城刑	予算	食料品や光熱水費等の被収容者の生活・生命維持に必要なものに係る経費については、物価上昇の状況を踏まえ、必要な予算の確保に努められたい。	頂いた御意見については、当所限りで判断することはできないため、上級官庁に報告することとしたい。
60	秋田刑	物品の貸 与等及び 自弁	食事について、一般的な内容・量・メニューに個別希望があるが、予算及び規則等を考慮し、希望に添えるよう配慮するとともに、食事の量に差がないように注意して配給することを要望する。	食事の内容については、給食アンケートを実施するなどして被収容者の意見・希望を勘案した献立作りを行っている。食事の量については、職員が適切に配分して支給することを徹底している。
61	秋田刑	書籍等の 閲覧	テレビ・ラジオ視聴について、時間・内容等は数年前から改善が進んでおり、個人的希望については、今後もしもできる範囲での希望に沿うよう要望する。	テレビについては、これまでの自由チャンネルを継続し、ラジオ視聴については、今後も被収容者の希望等を参酌して、内容等を決める運用を行う。
62	秋田刑	施設の敷 地・建物 等	室温管理について、地域性もあり、特に冬季の暖房については、できる範囲での調節を要望する。	冬季の暖房については、感染対策等のための換気に留意しつつ、室温を把握した上で適切な採暖に配慮する。
63	秋田刑	組織・職 員	処遇対応が改定され、職員も被収容者も慣れないと思われるところ、更なる研修・教育を継続することにより、被収容者の人権を考慮し、改善できるところは改善し、行き違い等が少なくなるよう要望する。	今後も職員に対する研修及び教育を継続し、被収容者の人権に配慮し、必要な改善を図っていく。
64	秋田刑	保健衛生 及び医療	感染症については、収束に向かってはいるが、完全なる収束とは言えず変動が見られるため、今後も注意することを要望する。	感染拡大を防止するため、地域の感染状況に応じた感染対策を継続して行っているところ、今後も必要な対策を講じていく。
65	山形刑	物品の貸 与等及び 自弁	被収容者から、食事の量や質に対する不満や要望が多く出されている。 可能な限り被収容者の意見を取り入れて食事に反映することにより、被収容者の目に見える形での改善を図り、食事の満足度向上に努めるよう要望する。	献立作成に当たっては、食事の満足度向上を図るために新メニューを考案するなどしつつ、被収容者からのアンケート結果も可能な限り反映させているところであり、今後も継続していく。
66	山形刑	保健衛生 及び医療	被収容者から、医師が被収容者を見下したような言動をし、十分な診察や説明をせず、必要な治療や投薬をしていないとの指摘が多くなされている。 従前の意見書でも指摘してきたところ、改めて、医師が被収容者に対して行っている医療の実情を調査するとともに、その質を改善するための措置を執ることを要望する。	医師の言動等について改めて調査した結果、御指摘の事実は確認されなかったものの、医師の説明に納得せずに診察が終了した者も一定数居たことが確認されたことから、引き続き丁寧に説明がなされるよう医師を監督するとともに、必要な医療上の措置を講じていく。
67	山形刑	組織・職 員	職員の言動等について、一部の被収容者から不満が出されており、職員が被収容者を「さん」付けて呼ぶことを守っておらず、称呼番号で呼ぶようなことあったとの指摘もある。 外部講師を招へいするなどして、職員に対する研修・教育を実施し、不満や行き違いが少なくなるよう要望する。	令和5年度においても、人権意識及び遵法意識向上のための職員研修を実施しているところ、引き続き、職員に対する研修・教育を充実させていく。

68	山形刑	書籍等の 閲覧	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって行われていた新聞の閲覧に関する制限等が未だに残っているとの指摘がある。 感染症法上の分類が５類になった現在において、この制限を継続する理由がないと考えられることから、各種制限の必要性を改めて検討し、不要な制限については速やかに解除するよう要望する。	回覧新聞の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大期とそれ以外の時期で取扱いの差はなく、特段の制限も行っていない。令和３年８月２日から、工場就業者の回覧新聞について、居室内での回覧方式による閲覧を取り止め、運動場に掲示又は工場食堂内に備え付ける方法に改正したことを、新型コロナウイルス感染症による制限と誤解しているものと思料される。
69	山形刑	刑事施設 視察委員会	意見・提案書を提案箱に投函する際に隊列を崩すことになるが、それにより職員に注意されたり、職員によって対応方法が異なるなどの指摘がある。 提案箱への意見・提案書の投函については、制度の意義も含めて職員に対する研修・教育を実施するとともに、投函の際のルールを明確に定め、どの職員であっても同じ対応ができるよう要望する。	視察委員会制度については、内規を発出し、視察委員会の役割や機能等を周知しており、今後も必要な研修や教育を実施していく。 また、意見・提案書を投かんする際のルールについては、被収容者が事前に隊列から外れる旨を職員に申し出る運用としていているところ、改めてこのルールを徹底し、誤解等が生じないようにしていく。
70	福島刑	施設運営 方針	「アクションプラン」や、刑法改正による「拘禁刑」創設の趣旨にかなう施設運営を徹底すべきである。	アクションプランの実施や刑法改正に伴う「拘禁刑」の創設に当たって、職員の理解を進めるため、当所においては令和６年５月８日に所長による全体研修を行った。 令和６年度施設運営方針に「組織風土及び組織運営体制の変革に向けた取組等の実施」を設定して、職員の一体感を醸成するとともに、風通しの良い職場作りを行うこととしたい。
71	福島刑	組織・職員	女性被収容者には、生育歴や心身の疾患等に起因する多様な特性や複雑な心情があることに留意し、職員の言動や処遇内容に特に配慮すべきである。	女性被収容者特有の問題に着目した処遇の充実を図るべく取り組んでいるところ、今後も女性被収容者の生育歴や心身の状況等に配慮した処遇を継続していくこととしたい。
72	福島刑	その他	当所固有のルールについて、他施設の状況や社会情勢を踏まえ、その合理性や必要性に応じて改廃すべきである。	他施設の状況や社会情勢を踏まえ、必要な規則の見直しを行っているが、引き続き、検討を重ねていくこととしたい。
73	福島刑	保健衛生 及び医療	准看護師による巡回の頻度の増加につながる体制整備を早急に講じるべきである。	急患等があれば、定期の准看護師による巡回にかかわらず、随時対応している。また、医務課内の業務見直しを行い、可能な限り効率的に診察を実施できるよう努めている。
74	福島刑	施設運営 方針	職員間において、お互いの業務や立場、人格を尊重し協力して被収容者の改善更生と適正な施設運営に臨む組織風土を醸成すべきである。	本年度の施設運営方針に「組織風土及び組織運営体制の変革に向けた取組等の実施」を設定しており、良好なコミュニケーションの下、部署を越えて協力し合うなど組織一丸となった職場の構築を目指し、職員向けの所内誌などを通じて、各部門間等の相互理解を深め、職員の一体感を醸成と風通しの確保に努めることとしたい。
75	福島刑	矯正処遇 の実施等	昼夜間居室処遇の被収容者に対しても改善更生を期し、人格を尊重した処遇を行うとともに、集団生活への復帰の見通しを示すべきである。	調査専門官等による心情把握及び能力理解のための面接や、小集団での討議を行うとともに、これに参加が難しい受刑者には、教育専門官による動機付け面接を行っている。
76	盛少刑	組織・職員	令和４年に発覚した名古屋刑務所での暴行陵虐事件を踏まえ、引き続き不当に受刑者の人権を侵害するような事態が発生することのないよう指導監督を徹底するよう求める。	各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も研修を継続していくとともに、職員が受刑者に対し不適切な言動等を行わないよう指導監督を徹底する。
77	盛少刑	組織・職員	貴所においては、刑務官からの暴行を受けたとする意見・提案書は確認されていないものの、施設職員の言動に関する意見・提案書が散見されている。 特に、前記暴行事件を踏まえ、被収容者を呼び捨てではなく、氏名に「さん」をつけて呼ぶようにするほか、刑務官を「先生」と呼ばない運用が始まっているが、徹底されていない旨の意見・提案書はすでに複数確認されている。 運用初期であることから、被収容者、刑務官双方において戸惑いがあることは推測できるが、被収容者と刑務官の関係を改める重要な運用変更だと考えられるため、徹底されたい。また、その他にも運用や制度の変更が図られた点についても、引き続き徹底するとともに、改善の余地がないか検討されたい。 特に今年度から導入されたウェアラブルカメラについては、より運用を拡大するなど有効活用することを検討されたい。	被収容者や職員の呼称要領、隠語の不使用のほか、連行時における動作要領については、引き続き、職員に対する指導を徹底していく。 職員は、その職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し厳しく注意指導しなければならない場面もあるが、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、各種研修・教育を通じて、引き続き指導していくとともに、被収容者に対する不適切な言動等を防止することなどを目的に、一部居室棟勤務を行う職員にウェアラブルカメラを装着させ、勤務状況を録画・検証するなどしているところ、より運用を拡大する方向で検討する。
78	盛少刑	組織・職員	令和５年度に引き続き人権擁護に関する研修等の実施を強化し、施設職員への啓蒙を図るとともに、防犯カメラの増設や監督体制の強化など、不当な人権侵害が発生しないよう具体的かつ十分な対策を実施することを求める。	これまでの研修に加え、人権擁護の啓発に資する効果的な研修や体制を検討の上実践し、人権意識の向上に努める。 監視カメラの増設については、施設限りでの対応では限界があるので、職員にウェアラブルカメラを装着させて勤務する体制を含めて検討する。

79	盛少刑	物品の貸与等及び自弁	令和4年度に引き続き、食事の内容・量について改善を求める意見・提案書が多数確認されている。 食事については、予算・栄養価の問題などから、改善が困難な点があることは理解できるところであるが、食事は被収容者の生活において極めて重要な要素であることは想像に難くない。また、被収容者が残すことによるフードロスの問題も起こりうるなどから、その点にも配慮し、食事の内容等を検討されたい。	献立は、管理栄養士が栄養面、予算面を考慮しながら作成しているところ、年1回実施しているし好調査やこれまでの意見等を踏まえながら、引き続き適正な献立の作成を行う。
80	盛少刑	刑事施設視察委員会	令和5年度も委員会ニュース（こずかたニュース）を発行した。引き続き掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのこずかたニュースを各居室への備置を行うよう求める。	全ての視察委員会ニュース（こずかたニュース）を被収容者の各居室に備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続していく。
81	盛少刑	刑事施設視察委員会	事実関係の調査等においては、被収容者の意見・提案書の内容に限定することなく、被収容者の立場で考えた際にそのように捉えられる事実はなかったか、インシデントと評価されるような事実関係はなかったかなどについても留意した上で実施されることを求める。	事実関係の調査等においては、内容を限定することなく、誤解が生じた可能性等も考慮し、被収容者の側に立った確認を行って、適切な報告を行う。
82	盛少刑	刑事施設視察委員会	法務省の実施する「釈放時アンケート」について、盛岡少年刑務所における分析結果について、毎年、当委員会へ報告されたい。	令和4年度分以降の分析結果が報告されていないため、速やかに当該分析結果を視察委員会に報告することとしたい。
83	水戸刑	組織・職員	名古屋刑務所職員における暴行・不適正処遇事案を受けて、人権意識等向上に係る研修を実施されているところ、職員の言動に対する意見や苦情が複数出ている職員が見られるため、不適切な処遇がなされないよう最大限の配慮を要望する。	苦情があった職員については、事実関係を確認し、しかるべき対応を行っているところ、引き続き各種研修等を通じて、不適切な言動その他の不適切な処遇がなされないよう対策を実施する。
84	水戸刑	保健衛生及び医療	平時から被収容者の体調の変化等には十分配慮し、病気による体調不良等があった場合には、速やかな医療措置や病院移送を実施するよう要望する。	被収容者の体調不良が認められた場合、看護師等が確認して医師に報告し、同医師の判断により医療措置を講じるほか、症状によっては直ちに外部医療機関に緊急搬送するなど、適切に対応しているところ、引き続き被収容者の健康管理等に努めたい。
85	水戸刑	保健衛生及び医療	居室棟内の温度管理を適切に行い、熱中症・低体温症等の被収容者の健康状態に支障が生じる事案を発生させないように要望する。	引き続き居室棟内の温度管理を徹底し、被収容者の健康管理等に努めたい。
86	水戸刑	施設の敷地・建物等	水戸・土浦両拘置支所の施設の老朽化が顕著であるため、改修や建替え等を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
87	水戸刑	保健衛生及び医療	新型コロナウイルス感染症について、5類変更後も引き続き感染防止対策を講じるよう要望する。	場面に応じたマスク着用のほか、換気の実施、定期的かつ適切な手洗いの励行など、引き続き地域の感染状況に応じた基本的な感染症予防対策を実施する。
88	栃木刑	刑事施設視察委員会	感染症拡大等により工場に出業できない場合であっても、被収容者が意見・提案書を提出できる機会が確保されるよう検討されたい。	感染症等により工場が一定期間の休業となった場合、職員が居室棟へ提案箱を持参し、被収容者に投かんさせる等の運用を検討する。
89	栃木刑	刑事施設視察委員会	視察委員会の開催方法について、施設での対面方式での会議開催に代わる方法を検討されたい。	視察委員会の対面以外の開催方法としてWeb上で会議を実施することが考えられるところ、被収容者に係る情報の漏えい等の情報セキュリティ上の課題があり実施は困難であるが、上級官庁と相談の上、実施方法を検討する。
90	栃木刑	外部交通	職員が被収容者に対し面会者の確認を行う際は、確認内容を他の被収容者に聞かれないよう配慮を求める。	面会者の確認を行う際、他の被収容者と距離をとる等の配慮を徹底する。
91	栃木刑	規律及び秩序の維持	図書工場で就業中の被収容者が作業上知り得た情報（私本の内容から類推した当該被収容者の職業に関する情報等）を他の被収容者に伝えるといったことがないよう配慮を求める。	図書係に対しては、関係法令に基づき、称番号及び姓等の最低限の個人情報のみを取り扱わせているところ、改めて、作業上知り得た情報を口外しないよう指導する。
92	栃木刑	外部交通	信書の発信を受け付ける際、カゴで信書を回収することで、他の被収容者に信書の宛名等が見られる可能性があるため配慮を求める。	カゴではなく中身の見えないバッグに変更し、差出時に他の被収容者から見えないう取扱いを変更した。
93	栃木刑	保健衛生及び医療	月曜日が休日の場合に診察の受付が実施されないことから改善を求める。	休日は職員配置上の問題等から医務受付を実施していないところ、月曜日が休日の場合の医務受付については、代替として直後の平日に実施している。
94	栃木刑	保健衛生及び医療	病状を申告しても、医師が投薬しない、投薬が適切ではない、診察時に看護師等が介入して必要な治療が妨げられているなどの苦情がみられることから改善を求める。	診察時、看護師は必要な看護観察情報を医師に報告し、医師はそれらの情報も踏まえながら実際に診察し各種診断や必要な処置を判断しており、引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療体制の維持に努める。
95	栃木刑	保健衛生及び医療	被収容者に対し、治療費が国民の税金で賄われていることを強調し受診・治療への自制を求め、診療の申出を委縮させることとの苦情がみられることから改善を求める。	今後も矯正医療の在り方を職員に周知し、適切な保健衛生及び医療体制の維持を継続する。
96	栃木刑	施設の敷地・建物等	建物・設備について、以下の状況の速やかな修繕を求める。 ①寮視察窓から向かいの部屋や在室者が見える、②工場の遮光カーテンの破損、③寮トイレ、洗面所及び水道の不具合、④寮網戸の破損、⑤居室の扇風機の故障、⑥水道から黒い砂が出る点。	①については、令和5年度、該当する居室について、向かい側居室内が見えないように居室視察窓等に遮蔽シートを貼付した。②ないし⑤については、経年劣化等の原因により、設備・備品の故障等が散見されたが、現在、修復されている。⑥については、給水配管改修工事に係る配管切替作業直後の砂流と見られ、現在、砂流は認められない。

97	栃木刑	施設の敷地・建物等	寒暖差の厳しい気候や高齢者が多い特徴に鑑み、エアコンが設置されていない工場や居室棟への設置について、早急に対応されたい。	エアコン設置は多額の予算が必要であり、施設限りでは対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告したい。
98	栃木刑	保健衛生及び医療	工場休業日など終日居室で過ごす日の昼の時間帯に冷暖房が運転されていないため、被收容者の健康面を考え改善されたい。	冬季に建物内に定めた測定場所の気温が18度以下となるなど、被收容者の体調不良の防止のために必要な場合には、日中についても柔軟に暖房器具の使用ができるよう指示の改正を検討する。また、夏季の冷房は、冷房設置場所の気温が28度を超えた場合又は暑さ指数(WBG T)の指数が28を超えた場合に使用しているところ、同様に健康被害を生じさせないように、適切に運用する。
99	栃木刑	保健衛生及び医療	工場で暖房器具の運転判断をする際、足元と顔の高さでは温度差があることから配慮されたい。	床面からの高さ、窓からの遠近及び暖房器具からの遠近などを考慮し、温度に極端な差が出ない場所として、工場担当台に温度計を設置して測定を行い、暖房器具の使用判断を行っている。
100	栃木刑	矯正処遇の実施等	居室の整頓状況が優遇区分の評価の対象となっていて、評価基準が不明瞭かつ評価に評価者の主観が伴いがちであるため、評価項目からの除外又は客観的な基準の制定・明示を求める。	優遇区分の決定のため居室の整頓状況の評価項目としていたところ、この優良居室制度については、御意見を受けて、令和6年3月をもって優遇評価項目から除外し、廃止した。
101	栃木刑	組織・職員	被收容者に対し呼称の変更が徹底されていない職員が見られるため、職員への周知徹底をされたい。	当所の内規に基づき、職員と被收容者の間に上下関係が生じないように、被收容者に対応する場合、姓への「さん」付けを徹底するよう監督者から職員に対し指導を行っているところ、引き続き職員に対し指導を行う。
102	栃木刑	不服申立て	所長に対する苦情の申出が不採択になった場合において、一度理由を告知した後に、再度被收容者から理由確認の申出があった場合、頻回の申出でない限り、再確認に対して「回答済み」との形式的回答だけを返して一度告知した内容を教示しない対応を改め、一度告知した回答であっても再度教示するよう、対応の改善に努められたい。	頻回に及ばない限り、理由の再確認に対しては適切に回答する。
103	栃木刑	金品の取扱い	差入れがなされていた雑誌類が、数年にわたって大量に廃棄されていた事案が判明した。速やかな被害弁償の実施と再発防止策の策定・実施に努められたい。	本件事案については、出版社等から届いた定期購読の雑誌について、誤った判断により廃棄していたことが判明したところ、同種事案の再発防止のため、本件事案発覚以降に届いた雑誌については、相手方等を確実に確認した上で交付している。また、弁償等の対応については、上級官庁とも協議しつつ検討しているところであり、引き続き適切かつ速やかに対応する。
104	栃木刑	物品の貸与等及び自弁	被收容者の整容に供される官給品や自弁品の内容は、国民生活の変化に伴い、現代社会にあっては健康で文化的な最低限度の生活を送る水準に満たなくなっている点が散見される。そのため官給品及び自弁品の内容を国民生活の変化にあわせて随時の見直しが必要と考えられるため、社会情勢の注視及び改善に向けて上級官庁への要望、提案を続けていただきたい。	被收容者に貸与し、又は支給する日用品については関係法令により定められているところ、頂いた御意見は上級官庁に報告したい。
105	栃木刑	物品の貸与等及び自弁	自弁物品の価格と品質が釣り合わないとの苦情があるため、事業者に対する適切な監督指導及び改善に向けて上級官庁への要望、提案を続けていただきたい。	自弁物品販売事業者は上級官庁において選定されているところ、頂いた御意見については、施設限りでは対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告したい。
106	喜連川セ	施設の敷地・建物等	センター内の監視カメラ映像について、長期間保存するよう設備の充実を検討されたい。	今後、予算状況等を踏まえ、設備の充実を検討する。
107	喜連川セ	その他	冬季及び夏季の居室内温度に対する意見があり、調査方法として、冬季は最も冷え込む時間帯、夏季は最も暑い時間帯の居室内温度の測定を検討されたい。	居室内温度については、収容棟の立地、日照条件による影響を受ける可能性を考慮し、正確な温度測定を行うため、原則として、現に被收容者を収容している収容棟において、空室の畳上中央に温度計を備え付けておくなど、設置場所及び設置方法に留意しつつ、日中、夜間等の複数の時間帯で居室内温度の測定を予定している。
108	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	喫食会における菓子及び飲み物の購入金額の上限を上げることを検討されたい。	通達の改正に伴い、令和6年5月実施分から菓子及び飲み物の購入金額をおおむね500円から700円へ引き上げた。
109	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	食事の質が低下しているとの不満が見られ、改善のため、食事を使用できる予算を増額するよう上級官庁に働き掛けられたい。	食事の内容については、メニューを工夫するなどしているところ、施設限りでは対応できる事柄ではなく、多額の予算を要するものであるため、上級官庁に報告する。
110	前橋刑	矯正処遇の実施等	作業報奨金の増額を上級官庁に働き掛けられたい。	頂いた御意見については、施設限りでは対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
111	前橋刑	組織・職員	令和5年度も刑務官の言葉遣いや態度に対する不満が出ているところ、被收容者との会話において被收容者の自尊心を傷つけることのないよう、継続的に研修を行い、必要に応じて適時適切に指導監督されたい。	引き続き研修等を通じて、被收容者の人権に配慮した対応を行うよう職員への指導監督を徹底する。
112	前橋刑	施設の敷地・建物等	住環境改善のため、施設の建替え及び建替えまでの間の必要な予算措置を講じるよう上級官庁に働き掛けられたい。	頂いた御意見については、施設限りでは対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
113	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	U字型のデンタルフロスの使用は健康上有用であり、使用が認められるよう上級官庁に働き掛けられたい。	訓令で規定されていない物品であり、施設限りでは対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。

114	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	ゴム製の歯間ブラシの使用は健康上有用であり、使用が認められるよう上級官庁に働き掛けられたい。	歯間ブラシ及びそれに類する商品の使用について検討する。
115	前橋刑	物品の貸与等及び自弁	尿漏れ対策商品の購入、使用を認めてもらいたい。	医療・養護上必要と認められれば、施設において給与しているものの、それ以外の場合において、男子被収容者については訓令で規定されていない物品であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
116	前橋刑	組織・職員	医療体制の充実のため、医師の常勤化、常勤・非常勤医師の確保・増員を進め、可能な限り診療日を多く確保されたい。	これまでも医師の確保に努めており、今後も医療体制の充実に努めてまいりたい。
117	前橋刑	組織・職員	看護師資格を有した刑務官を増員するよう努められたい。	医療体制の強化のため、職員に対し、准看護師養成所への入所を積極的に働きかけている。
118	前橋刑	保健衛生及び医療	被収容者への薬の交付時に、医師の判断及び薬の選択理由等の十分な説明を行い、被収容者の理解を得るようにされたい。	今後も薬剤の処方については、診療時に医師から十分に説明を行うこととして、引き続き、被収容者の理解が得られるよう努めたい。
119	前橋刑	矯正処遇の実施等	職業訓練を受けられる人数の増加及び職業訓練の種類内容の充実を検討し、必要な予算の要求を行われたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
120	前橋刑	その他	被収容者の学習等の知的営みをできる限り認めるよう見直しを進められたい。	引き続き、法令の範囲内でできる限り被収容者の学習等の機会を設けていく。
121	千葉刑	刑事施設視察委員会	提案箱付近に職員が立っていたため投かんに心理的抵抗感を覚える、職員が被収容者に対して投かん内容について質問を発することに投かんにけん制されているように感じる等の意見が寄せられており、被収容者が自由に意見提案することを妨げる対応に出ているか、自省的に改善に努められたい。	職員が提案箱の前に常時立つ、被収容者に対して投かん内容について質問するなどの事実は認められないが、被収容者が提出に際し心理的抵抗感を感じることもないよう、職員の立会位置等をできる限り配慮するとともに、意見・提案書の提出を受け付ける際は、内規に基づき適切に事務を行うよう、研修等を通じて職員への指導を徹底する。
122	東成医セ	組織・職員	職員の言葉遣いが荒い、人によって口調や態度を変える、対応が冷たい等の意見が見られるため、被収容者に対する人権研修等を行い、被収容者の人権を尊重する意識を醸成することを求める。	引き続き被収容者の人権に関する職員研修を実施するなど、指導を徹底する。
123	東成医セ	保健衛生及び医療	夜間に体調の急変により投薬を願ひ出たが、夜間は薬品保管庫が開かないため投薬できない旨返答されたとの意見があった。そのような運用があれば改善されたい。	当センターにおいては、夜間であっても被収容者の病状等の必要に応じて、薬剤師による薬の調剤等ができる体制を構築しているところ、薬剤の処方は、個人の希望により行われるものではなく、診察等を実施した医師が判断した結果行うものであり、引き続き医療上の判断に基づく適切な対応を徹底する。
124	東成医セ	保健衛生及び医療	身体の不自由な被収容者は時間内で入浴を行うことが困難であるため、入浴時間の延長を求める。	医療上、入浴時に介助が必要な被収容者に対しては、限られた物的、人的資源の中で複数被収容者の入浴介助を行っていることから、施設の管理運営上、時間内入浴とし、入浴時間を延長することは困難であるが、引き続き入浴時間の確保に努めたい。
125	東成医セ	保健衛生及び医療	休日に発熱や腹痛で応急処置を求めたが、担当医がいないため診察を受けられないとの意見があった。応急処置が必要な場合は、担当医でなくても診察を受けさせることを求める。	当センターにおいては、休日についても当直医師が常駐し、被収容者の診察等が必要となった際は、当直医師による診察を行うことができる体制を維持しており、引き続き医療上の判断に基づく適切な対応を徹底する。
126	東成医セ	外部交通	面会に雑記帳の携行を申請していたところ、面会当日が雑記帳の検査日に該当していたため、当該雑記帳の携行を許可されなかったとの意見があった。そのような運用があれば改善されたい。	雑記帳を面会に携行したいとする申請があった際、当該面会日が雑記帳の検査日に該当していることをもって、携行を不許可とする運用は行っていない。
127	府中刑	保健衛生及び医療	体調不良のため職員に投薬を願ひ出たが、投薬が行われるまで長時間かかったという意見があった。緊急性が認められない場合、投薬までに時間を要することもあり得ることだが、緊急性の判断を職員個人で行わないこと及びヒューマンエラーをなくすための方策について検討されたい。	緊急性の判断については、職員個人で判断することなく、監督者や看護師等に報告して対応を確認するよう周知しており、引き続き投薬対応が速やかに行われるよう配慮していく。
128	府中刑	その他	食事にとどまらず、処遇全般について、国籍や名前等の外形的基準のみで判断するのではなく、個人のもつ多様な文化やルーツ等の背景を尊重して個別具体的に判断するよう、多様性への配慮の観点から見直しを検討されたい。	食事について、日本人と異なる処遇を必要とする外国人被収容者は、入所時に主食を米麦食又はパンにするか等を選択しているところ、その他の被収容者についても、これまでの生活習慣、母国の風土、信仰する宗教その他の食事変更をする理由があると認められた場合、食事の変更を行っている。処遇全般についても、多様性への配慮の観点から随時見直しを行うとともに、個々の被収容者の特性に対する理解を促進するため、必要な職員研修を実施していく。
129	府中刑	組織・職員	「体調不良があったら申し出るように。」等の一般的な告知のみでは、本人の特性等から申出が困難な被収容者がいると考えられるところ、現場職員が、被収容者個々の特性等を理解し、申出がなくとも必要な対応を行うことができるよう、技術知見の向上のための研修等の充実を要望する。	令和5年11月から、知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により配慮を要する受刑者に対する処遇を開始しており、特性を理解した処遇の実践のための研修を複数回実施しているところ、引き続き個々の被収容者の特性に応じた理解促進のため、必要な研修を実施していく。

130	府中刑	矯正処遇の実施等	改善指導について、「所内生活の手引き」に具体的な内容について記載する、刑執行開始時指導において職員が説明する等の周知が行われているところ、情報提供が不十分であり、個々の被収容者の理解力、特性等に応じ、個別最適な情報提供がなされることを要望する。	刑執行開始時指導においては、改善指導について分かりやすく解説した資料を受刑者一人一人に提示し職員が丁寧に説明を行い、改善指導について被収容者から質問等があった際は職員が個別の説明が必要と判断した際には、再度情報提供等を行っているところ、引き続きこのような対応を一層丁寧に行っていく。
131	府中刑	その他	再審請求のため施設に判決書の複写を求めたが、対応されず、改善してほしいとの意見があったところ、現在の対応は本人の再審請求権を奪う可能性があり、対応の改善を検討されたい。	刑事訴訟法第46条には、「被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。」と規定されており、被収容者自らが自己の資力をもって裁判所に請求するよう指導しているところ、被収容者の資力、親族関係等の問題から自己対応が困難と考えられる場合、再審請求権の保障のため、当所の裁量により複写を認めることを検討する。
132	府中刑	矯正処遇の実施等	優遇区分によりニュース番組の視聴可能時間に差が生じているところ、ニュース番組の視聴は「時事の報道に接する機会を付与する。」という法令上の要請に基づいて行われていることで重要であり、娯楽番組の放送時間帯とは別の時間帯にニュース番組を視聴させるなどの方法を検討されたい。	優遇区分が下位の受刑者であっても、居室内にテレビが設置されている受刑者については、テレビのニュース番組を毎日視聴できるよう運用の変更を検討している。
133	府中刑	施設の敷地・建物等	ニュース番組視聴に係る必要なシステム改修を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
134	府中刑	施設の敷地・建物等	夏季におけるエアコンや扇風機の不足に起因する苦情が多数見られるところ、熱中症等の事故が発生する前に早急な対応が必要と考えるため、必要な予算措置を視察委員会としても強く要望する。	居室棟廊下に設置する扇風機や、冷たい飲料を支給するための製氷機の増設を実施しているところ、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、引き続き予算措置を上級官庁に要望する。
135	府中刑	施設の敷地・建物等	昼夜間単独室の個別入浴場の段差等が危険であるとの改善要望があるところ、危険防止の観点及び合理的配慮の観点から速やかに対応すべき事柄であり、予算措置を要望する。	当所において手すりの設置等の転倒防止策を講じているところ、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
136	府中刑	その他	日本語が不自由な被収容者のために、英語の施設内マニュアル（基本的フレーズ、コマンド、アナウンスなど）を整備してほしいとの要望が出ていることを踏まえ、対応について改めて検討されたい。	当所では、日本語が不自由な被収容者のために、翻訳を付した書面の交付のほか、掲示文、告知文等にて対応しているところ、本人が通訳を必要とする場合、工場担当職員等からの要請に基づき、都度、通訳を介して説明を行っているため、現時点において、英語の施設内マニュアルを整備する予定はない。
137	府中刑	金品の取扱い	私物の下着を所内で使用する場合、下着に称呼番号と名前が記載され出所後に使用しづらくなるため、番号と名前を書いた布を縫い付ける運用とするか、入所時の下着の領置を認めてほしいとの意見があるところ、財産権の行使への制約は最小限であるべきであり、下着の領置を認めない運用については再検討されたい。	保管私物は被収容者の自主的な管理に委ねることが相当とされており、当所においては、入所時における下着の領置を原則として認めていないところ、領置できる範囲を拡大した場合、保管私物の領置及び領置中の物品を引き渡す事務処理が大幅に増加し、施設運営に支障をきたすことが予想されるため実施しないこととする。
138	府中刑	金品の取扱い	私物の下着を所内で使用する場合、下着に称呼番号と名前が記載され出所後に使用しづらくなるため、番号と名前を書いた布を縫い付ける運用とするか、入所時の下着の領置を認めてほしいとの意見があるところ、布の縫い付けと直接記載の選択制とする等の対応も可能であると思われるので、再検討されたい。	自弁の衣類に名前を記載する布を縫い付ける方法は、布が外れた際に所持者の特定が困難となるほか、布の縫い付け及び出所時の布の取り外し作業に要する作業を考慮すると現実的に困難であることから実施しないこととする。
139	横浜刑	物品の貸与等及び自弁	歯間ブラシ等の口腔ケア用品について、被収容者が広く使用することができるよう可能な措置を講じられたい。	歯間ブラシを定期購入可能な物品とした。
140	横浜刑	矯正処遇の実施等	処遇指標により対象者が限定される職業訓練について、実施施設に理由を確認し、必要に応じて受刑者に対し理由の説明及び情報提供を行うよう検討されたい。	処遇指標により対象者が限定される職業訓練について、実施施設に理由を確認し、その理由をあらかじめ受刑者に掲示・告知する運用とする。
141	横浜刑	施設の敷地・建物等	横浜刑務所の給湯設備その他の施設の老朽化が顕著であるため、上級官庁に対し施設の現状を伝えるなどして、必要な措置が講じられるよう検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないところ、上級官庁に現状を伝え、予算措置を要望することとしている。
142	横浜刑	組織・職員	職員の言動に関する意見が増えているところ、「事実が認定できない＝事実が存在しない」ということではないことに留意し、問題事例を施設側が適切に把握できているかを含め、体制を再検討し、職員による不適切な言動の防止を徹底されたい。	引き続き各種研修等を通じて、不適切な言動がなされないよう繰り返し職員への指導を実施する。
143	横浜刑	刑事施設視察委員会	視察委員会の意見や質問事項によって、視察委員会の持つ問題意識を正確に把握し、施設運営が法令を遵守したものであるのか確認するにとどまらず、より積極的な改善のための施策を検討されたい。	視察委員会の御意見や質問事項を真摯に受け止め、引き続き適切な施設運営に努めるとともに、より積極的な改善のための施策を検討する。
144	新潟刑	刑事施設視察委員会	被収容者に対し、提案箱の場所を周知し、意見・提案書の用紙の入手方法及び投かん方法を分かりやすく説明されたい。	提案箱の増設及び居室内に意見・提案書の用紙の入手方法・投かん方法を記載した書面を備え付けることで、周知を徹底している。
145	新潟刑	刑事施設視察委員会	提案箱への投かんについて、職員がチェックすることなく、投かんしやすい雰囲気作りに努められたい。	投かん場所の横に意見・提案書の用紙を設置し、職員に申し出ることなく自由に入手できるよう運用を改めたほか、被収容者の動線を考慮した場所に提案箱を設置し、投かんしやすい環境を整備している。

146	新潟刑	保健衛生及び医療	医師の診察が速やかに受けられるような体制を整え、個々の被収容者が必要な診療、薬の処方を受けられるようにすることを求める。	被収容者から申出があった症状等を医務職員等が確認して医師に報告し、医師の判断により、必要な処置等を行っており、その上で必要と認められれば、薬剤の処方等を行っている。
147	新潟刑	物品の貸与等及び自弁	自弁物品の購入について、他施設との差異が生じないように留意し、購入可能物品の内容を随時に再検討するよう求める。	自弁物品は全国統一取扱物品を適用しているため、取扱いにおおむね差異はないものと承知しているところ、他施設独自に販売している物品については、導入の可否について検討を進めることとしたい。
148	新潟刑	書籍等の閲覧	テレビ視聴時間に関する現状と、検討結果について、改めて回答を求める。	当所では、通常午後7時からテレビ視聴を開始し、大相撲開催日に限り夕食後の余暇時間である午後6時10分から相撲の録画放送の視聴を許可していたところ、大相撲開催日以外については、余暇時間である午後6時10分から自由チャンネルでテレビ視聴を許可する取扱いとし、視聴時間を拡大した。
149	新潟刑	矯正処遇の実施等	受刑者の社会復帰を見据え、教育（改善指導等）及び職業訓練のさらなる拡張及び充実を求める。	受刑者個々の問題性を踏まえた支援内容の検討及び職員の指導力向上により、充実した指導支援体制を整備する。
150	新潟刑	組織・職員	性的マイノリティであることを申し出やすい環境を整えるとともに、性的マイノリティの被収容者への配慮ある対応を行うことを求める。	入所時の調査専門官による面接や処遇審査会等を通じて個人の支援内容を確定し、チームカンファレンスを実施して必要な配慮等を実施する。
151	新潟刑	その他	性的マイノリティの被収容者への性加害が発生しないような環境を築くことを求める。	専門的知識を有する職員による面接等を通じ、性的マイノリティの被収容者の情報を把握するとともに、性的マイノリティに限らず、被収容者間における性加害が発生しないよう、施設全体で監督体制を整備する。
152	新潟刑	矯正処遇の実施等	処遇上配慮を要する被収容者に対し、個別支援処遇推進チームによるアプローチが機能するよう、積極的な取組を求める。	引き続き再犯防止を目的とした受刑者個々の支援内容を検討し、必要な支援等を実施する。
153	新潟刑	組織・職員	職員が、被収容者に対して、暴言、威圧、暴力等を行わないことを改めて徹底されたい。	引き続き各種研修を通じて、暴言、威圧、暴力その他の不適切な処遇がなされないよう対策を徹底する。
154	新潟刑	刑事施設視察委員会	新潟刑務所における課題や懸念事項及び新たな取組について、視察委員会と積極的な情報共有を求める。	指摘事項について、積極的に情報共有を行っていく。
155	新潟刑	予算	刑務所の適正な管理運営及び充実した視察委員会の活動に必要な十分な予算を確保されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
156	甲府刑	保健衛生及び医療	被収容者の医療等健康面に直接関わる事項については、その要請・要望に時宜に応じて対応し、医師の診察等を求めやすくなるように要望する。	看護師等が被収容者の医療上の申出や症状等を確認して医師に報告し、医師の判断により診察、薬剤の処方等の必要な医療措置を講じている。
157	甲府刑	保健衛生及び医療	冷暖房による温度管理については、直接被収容者の健康に関わるため、適時の配慮を求める。酷暑期においては、冷房の調整はもとより、水分補給や濡れたタオルで身体を拭くといった措置を十分に行うように求める。	引き続き冷暖房の適切な使用に配慮し、夏季における被収容者の清拭については、居室内での余暇時間に随時行うことができるよう運用の変更を検討している。
158	甲府刑	保健衛生及び医療	被収容者から身体を拭いたタオルを部屋で洗うことが認められないとの苦情が見られたところ、そのような運用があれば不衛生であり改善されたい。	清拭に使用したタオルを居室内の流し台で水洗いすることを認める取扱いとしている。
159	甲府刑	書籍等の閲覧	被収容者から、テレビ視聴できるチャンネルが限定されることへの不満が見られるため、改善されたい。	施設の放送設備の全面的な再構築が必要で、数千万円の費用を要するため、予算要求等に一定の期間を要することから、直ちに実施することは困難であるが、来年度に向けた予算要求を行うなど、設備の更新を前向きに検討している。
160	甲府刑	書籍等の閲覧	単独室と共同室でテレビ視聴の機会について差があることへの不満が見られるため、差を設けることに合理性があるのか検討されたい。	共同室と単独室の視聴機会の差については、共同生活を送るストレスの緩和等を考慮して実施しているものであり、一定の合理性はあると史料する。
161	甲府刑	書籍等の閲覧	外部の情報が適切に受刑者に届くよう引き続き配慮されたい。	テレビ、ラジオ及び回覧新聞により時事の報道に接する機会を設けており、引き続き実施する。
162	甲府刑	書籍等の閲覧	備付書籍の貸与の自由度を高め、貸与冊数を増やすことを検討されたい。	備付書籍については、2週間で4冊の貸与及び大型連休前には貸出冊数を増やす等の対応を実施している。
163	甲府刑	物品の貸与等及び自弁	し好品の購入上限額が5000円では少ないとの意見が多く見られ、増額の余地がないか検討されたい。	通達の改正に伴い、令和6年4月から、摂取を許すし好品について、購入限度額を7000円に引き上げる措置を講じた。
164	甲府刑	書籍等の閲覧	外国人被収容者が相当程度存在することから、外国語の書籍等を必要に応じて充実させるよう求める。	引き続き、外国語書籍の購入手続を進め、外国語書籍の充実化を図る。
165	甲府刑	金品の取扱い	令和6年4月1日から外来者が売店で購入した物品を被収容者に対して差し入れることができなくなることだが、被収容者に対し不利益が発生しないよう対応を検討されたい。	被収容者数の減少及び近時の物価高騰等を踏まえて当所と指定事業者との間で協議した結果、同者の要望により当所における同者の業務が縮小されたことに伴い、令和6年4月から差入物品販売窓口を閉鎖した。現金の差入れや、一定の物品について差入人が持参した物品の差入れはこれまでと同様に実施すること、差入物品販売窓口で取扱われていた物品は被収容者自身により自弁購入可能であることから、実質的な不利益は生じていないと考えられるが、今後も被収容者に不利益が発生しないよう配慮する。
166	甲府刑	組織・職員	職員による暴言や差別的言動があるといった苦情が一定程度見られるため、施設の規律を保ちながらも人間的な対応を心掛けるよう常に徹底されたい。	苦情のあった職員については、事実関係を確認し、被収容者に対し誤解を招くような言動が認められた場合は、個別に監督者が指導等を行っているところ、監督者による指導を継続して行う。

167	甲府刑	その他	言葉が十分通じず文化等も異なることから時として軋轢が発生しやすいため、外国人被収容者に対する処遇に配慮されたい。	外国人被収容者については、文化や生活習慣等、日本人被収容者とは異なる処遇を必要とする者であることを理解し、引き続き軋轢等が生じないよう処遇を行っていく。
168	長野刑	保健衛生及び医療	その日の気候や被収容者の健康状態に応じ、柔軟かつ個別的に冷暖房の使用の可否を判断するよう求める。	居室の温度や湿度、被収容者の健康状態等を確実に把握し、柔軟かつ適切な冷暖房の使用を検討する。
169	長野刑	物品の貸与等及び自弁	その日の気候や被収容者の健康状態に応じ、柔軟かつ個別的にカイロの使用を認めるよう求める。	カイロの使用については、居室の温度や被収容者の健康状態等に応じて、柔軟に対応することとしている。
170	長野刑	規律及び秩序の維持	受刑者による不正配食防止のため、配膳時の抜き打ち調査等、更なる実効的な防止策の実施を求める。	配食時における反則行為を防止するため、重点的に視察すべき収容棟を検証し、食事時間帯における監督職員の巡回を継続して実施する。
171	長野刑	矯正処遇の実施等	物価上昇に応じた作業報奨金使用可能額の引き上げを求める。	釈放前における作業報奨金の支給については、関係法令の規定に則り、過剰な制限とならないよう適切な運用に努める。
172	長野刑	組織・職員	認知症や精神疾患等への理解と対応に関する研修、シミュレーションやロールプレイングを取り入れたより実践的な研修及びアンガーマネージメントの研修等、現場職員からの意見を取り入れた研修の実施を検討されたい。	被収容者に対して適切な対応を行うため、職員の意見を取り入れた執務向上につながる研修を実施することとした。
173	静岡刑	保健衛生及び医療	被収容者から「浴槽内に浮かぶ毛等のゴミが気になるので、所内生活の心得の入浴時の注意事項を浴場に掲示してほしい。」との意見が見られたので対応を求める。	所内生活の心得に記載されている「入浴時の注意事項」を全ての脱衣所に掲示し、改めて入浴要領を周知することで、浴槽内が清潔に保たれるよう注意喚起を行った。
174	静岡刑	書籍等の閲覧	配食係の受刑者から「テレビ視聴の時間に配食作業をしているので、テレビを視聴できない。」との意見が見られたため改善を検討されたい。	矯正指導日の昼食時間帯に、配食作業とテレビ視聴可能時間が被っている時間帯があったところ、配食作業の時間を調整し、配食係の受刑者もテレビ視聴ができるように運用を改善した。
175	川越少刑	刑事施設視察委員会	視察委員会の実施回数の増加を検討されたい。	令和6年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年6回から7回に増加する予定である。
176	川越少刑	刑事施設視察委員会	令和5年度に続き、弁護士会人権擁護委員による視察委員会活動の研修、さいたま、熊谷両拘置支所の視察、職員及び被収容者との面接を継続するよう求める。	引き続き、さいたま、熊谷両拘置支所での視察委員会の開催、職員及び被収容者との面接の実施を計画している。
177	川越少刑	刑事施設視察委員会	提出された意見・提案書は、視察委員会委員長が鍵を所持しているロッカーで保管しているところ、保管されている意見・提案書の廃棄方法については、引き続き視察委員会と検討されたい。	保管されている意見・提案書の廃棄方法については、視察委員会委員と協議の上、適切に実施していく。
178	川越少刑	施設の敷地・建物等	さいたま、熊谷両拘置支所の老朽化に伴う課題について、検討が不十分に終わっていることから、対応するよう検討されたい。	令和6年度の視察委員会は、さいたま、熊谷両拘置支所での開催を含め、年7回開催するため、各委員と綿密に日程を調整し、老朽化等の各施設が抱えている課題について検討し、上級官庁に報告する。
179	川越少刑	組織・職員	第三者委員会の提言書で示された提言等に対して、引き続き適正な対応を要望する。	引き続き、第三者委員会の提言書の内容の実現に向けて取り組んでいく。
180	市原青年矯正センター	施設の敷地・建物等	脱衣所に体重計を設置してほしい旨の意見があったので、設置を検討されたい。	令和6年2月に、施設内の各脱衣所に体重計を設置した。
181	松本少刑	組織・職員	ベテラン職員の処遇技術等が適切に伝達されていくよう、職員の適切な配置等の配慮を求める。	ベテラン職員の処遇技術等が適切に伝達されていくよう、引き続き職員の適切な配置等の配慮を行う。
182	松本少刑	組織・職員	パワー・ハラスメントの早期把握や解決のため、相談窓口の周知を徹底されたい。	引き続き、各種ハラスメント等の職員の悩み・相談を受け付ける施設の窓口及び上級官庁の相談窓口の周知を行う。
183	松本少刑	刑事施設視察委員会	パワー・ハラスメントの把握や解決のため、視察委員会活動に対する協力を求める。	引き続き視察委員会活動へ協力を行う。
184	松本少刑	組織・職員	業務の精選や効率化のため、職務分担の明確化及び人員配置の合理化を要望する。	職務分担の明確化や合理化について、引き続き全所的に取り組む。
185	松本少刑	組織・職員	職員の欠員補充及び人員増員について上級官庁に要望していくことを求める。	頂いた御意見のとおり、上級官庁に報告する。
186	松本少刑	刑事施設視察委員会	視察委員会の意見に対する施設側の回答をまとめた冊子を複数年度分備え付けることを求める。	令和4年度以降の視察委員会の御意見に対する施設側回答を各居室に備え付けている。
187	松本少刑	刑事施設視察委員会	体育館に提案箱や意見・提案書等を設置し、運動時間中にも投かんでできるようにするなど、より意見・提案書を提出しやすい環境の検討を求める。	引き続き意見・提案書を提出しやすい環境作りについて検討する。
188	松本少刑	施設の敷地・建物等	熱中症予防の観点から、工場の冷房整備を求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
189	松本少刑	保健衛生及び医療	冬季の居室内温度を測定し、被収容者の健康を損なうことのないよう、暖房器具の適切な運用を求める。	冬季における居室内の暖房使用について、居室の温度や湿度、被収容者の健康状態等を確実に把握し、引き続き適切に運用する。
190	松本少刑	保健衛生及び医療	入浴が週3回に増やされ、衛生環境の向上が図られた。引き続き入浴回数の増加に努めることを求める。	入浴回数については、引き続き被収容者の衛生環境の向上について検討していきたい。
191	松本少刑	規律及び秩序の維持	不合理で過度な規制と思われる生活上の決まりごとについては、引き続き、見直しや柔軟な対応を求める。	不合理で過度な規制と思われる生活上の決まりごとについては、引き続き、見直しや柔軟な対応を進める。

192	東京拘	物品の貸与等及び自弁	市場価格と施設内の販売価格の差について苦情が多いことから、自弁物品の購入上限額の引上げを検討願いたい。	物価高騰等の社会情勢を考慮し、自弁物品の購入上限額の引上げについて検討していきたい。
193	東京拘	物品の貸与等及び自弁	購入物品の品質について苦情が多いことから、販売事業者の再選定を検討願いたい。	上級官庁において全国一括での公募を行った上で指定事業者が選定されており、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
194	東京拘	その他	施設から出る廃棄の書籍について、廃棄本の支援団体へ寄付する等の再利用の方法を検討願いたい。	廃棄本の支援団体への寄付については、関係規定に再利用の方法が定められているところ、当所においては、被収容者の書籍等の検査・審査等の業務が既に膨大であり、廃棄書籍の選定や個人情報漏えい防止のための確認作業、発送手続等に係る業務負担が大幅に増大することが予想されるため、関係規定に基づく機会付与の機会は設けておらず、実施は困難である。
195	東京拘	物品の貸与等及び自弁	他の刑務所において使用が許可されている物品が使用不許可とされることがあることから、指定事業者が取り扱う全国統一商品でなければ使用を認めないという運用の見直しを要望する。	他の刑事施設で使用が許可されていた物品を被収容者が携帯する場合には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、その使用又は摂取を許す運用としている。その判断に当たっては、指定事業者が取り扱う全国統一商品の規格を参考としており、同規格から逸脱するようなものについては使用を認めていないが、全国統一商品そのものでなければ使用を認めないという運用とはしていない。
196	東京拘	物品の貸与等及び自弁	居室での時計の使用許可要件が厳格に解釈されすぎていないか検討願うほか、上級官庁に対し、時計の使用について要望があることを報告されたい。	居室内においては、規律及び秩序維持等の観点から検討の上、適切に置時計の貸与及び購入を認めているところ、御意見があったことについては、上級官庁に報告する。
197	東京拘	その他	入浴や面会、運動の残り時間の告知を終了間際ではなく、余裕を持った時間で行うことを検討願いたい。	終了間際の告知が便宜にかなうと考えており、変更は予定していない。
198	東京拘	施設の敷地・建物等	浴場、面会所及び運動場に時計を設置することを検討願いたい。	運動場の通路には既に設置がされているものの、その他の場所の設置については慎重に検討する。
199	東京拘	保健衛生及び医療	医務職員によるアンダートリアージが生じないよう、被収容者の医療上の申出が確実に医師に伝えられる体制を確保されたい。	被収容者による医療上の申出については、看護師又は准看護師が申出内容や症状等を確認し、医師はこの報告を受け、診察の要否を判断している。
200	東京拘	保健衛生及び医療	診察希望を申し出してから診察までの待ち期間が長いとの苦情が多いことから、慢性疾患を含め、希望すれば診察を受けられるよう、医療体制の整備を更に進めることを要望する。	被収容者に対し、速やかに必要な診察を実施できるよう、医師の確保を始め、必要な設備等を整備するなどして、日頃から安定した医療体制の構築に努めている。
201	東京拘	刑事施設視察委員会	検査の希望に対応してもらえず、病状の悪化を心配しているとの意見があったことから、検査実施状況等に関する情報提供を要望する。	医療上の各種検査の必要性については、医師が診察の結果等を踏まえて判断しており、検査を含めた安定した医療体制の構築に努めているところ、今後も必要な情報の提供に努めてまいりたい。
202	東京拘	保健衛生及び医療	過去の投薬状況が明らかであるにもかかわらず、施設の薬局に置いていないことを理由に同じ薬を処方できないことについて苦情が多いことから改善を要望する。	投薬の内容は、これまでの処方内容を踏まえつつ、医師が適正に判断しており、異なる薬剤を処方した場合においても引き続き適切に説明を行い、被収容者の理解を得られるよう努める。
203	東京拘	刑事施設視察委員会	視察委員会による被収容者のカルテの閲覧が認められたことを受け、今後も情報の開示について積極的に協力願う。	今後も、情報提供の依頼があれば、必要な情報を提供していく。
204	東京拘	保健衛生及び医療	新型コロナウイルス感染症り患の後遺症を訴える者がおり、後遺症の可能性も考慮した診察が受けられる体制の整備を検討願いたい。	新型コロナウイルス感染症を発症した者を含め、引き続き、被収容者の症状に応じ適切な医療を提供できるよう努めたい。
205	東京拘	保健衛生及び医療	夏場は全ての居室の室温が28度に保たれるよう対策を講じ、適切な温度設定をされたい。	収容棟居室及び廊下の定期的な温度測定を実施するほか、暑さ指数(WBGT)や気象情報等を踏まえて冷暖房設備を稼働させることで、居室における温度が建築物環境衛生管理基準における基準値(18℃以上28度以下)に適合するよう、適切に温度管理を実施していく。
206	東京拘	予算	上級官庁に対し冷暖房費予算の大幅な増額を求められたい。	頂いた御意見のとおり、上級官庁に報告する。
207	東京拘	矯正処遇の実施等	上級官庁に対し作業報奨金の増額を求められたい。	作業報奨金の基準額について、上級官庁において検討が行われており、頂いた御意見のとおり、上級官庁に報告する。
208	東京拘	外部交通	死刑確定者に対する外部交通を厳しく制限する処遇は、非人道的であり、国際人権(自由権)規約委員会からも改善の指摘を受けているところであり、上級官庁に対して意見があったことを伝えていただき、少しでも現状が改善されるよう働き掛けることを求める。	死刑確定者の外部交通の許可判断に際しては、法令に基づき、個別具体的な事情を勘案しつつ適正に判断しているところ、頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
209	東京拘	外部交通	面会の重要性に鑑み、親族以外の者の面会についても柔軟に対応するほか、30分の面会時間を確保することを検討願いたい。	引き続き法令等に基づき、適切な面会の実施に努める。
210	東京拘	金品の取扱い	弁護人との書類の受渡しに掛かる時間の短縮、処理の効率化を求めるほか、書類の内容に応じて面会室各階受付での受渡しを可能とする運用を検討願いたい。	引き続き弁護人からの書類については、速やかに被収容者に交付するよう努める。面会所における書類の受渡しについては、その緊急性等を考慮して、一部書類の受渡しを行う運用としている。

211	東京拘	規律及び 秩序の維持	弁護人との接見内容を記載したノートの検査が実施されているとの訴えがあり、弁護人との秘密交通権を侵害しないよう、該当するノートを検査対象から除外されたい。	自殺、逃走等に係る記載の有無や、物品が隠匿されていないかなど、保安、警備上の観点から被収容者が所持するノートの検査を行っているものであり、その目的から、今後も検査対象とする。
212	東京拘	矯正処遇 の実施等	未決拘禁者と受刑者の取扱いについて、熱中症対策やテレビの視聴の可否等、身分によって取扱いに違いを設ける理由のない事項については差が生じないように改善願う。	熱中症対策における未決拘禁者及び受刑者への対応について、特段の差異は設けていない。テレビ視聴について、受刑者と未決拘禁者は法的身分が異なることから、視聴に差異があるものであり、現時点において、その取扱いを変更する予定はない。
213	東京拘	刑事施設 視察委員会	提案箱への投かんについて、職員から概要を教えるよう求められる、職員が意見・提案書の投かん回数を特別視しているといった苦情が散見されるので、被収容者に対し、自由な書式で投かんできることを改めて周知し、職員に対しては、被収容者の投かん回数を特別視することのないよう周知願う。	意見・提案書の作成方法や制度の趣旨等について、引き続き職員及び被収容者に周知し、職員に対しては、提案箱への投かん回数を特別視することがないよう、引き続き周知を行う。
214	東京拘	刑事施設 視察委員会	意見・提案書の用紙を居室に設置することを検討願いたい。	意見・提案書の用紙を居室に設置する予定である。
215	東京拘	刑事施設 視察委員会	日本語や英語以外の言語であっても意見・提案書の作成が可能となるよう、翻訳の仕組みの整備を検討願いたい。	当所視察委員から当所において対応可能な言語について翻訳の依頼があれば、翻訳量等を踏まえて対応を検討したい。
216	東京拘	刑事施設 視察委員会	視察委員会に対して、翻訳を行うための費用を提供できないか、検討願いたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
217	東京拘	その他	意見・提案書の中には、施設内の雰囲気がよく過ごしやすい環境である、担当職員に対応に感謝している、という内容が増えている。このような声を職員に伝え、優れた処遇を継続・拡充願う。	所内誌に掲載して周知しており、今後も適切な処遇を維持していく。
218	東京拘	刑事施設 視察委員会	令和5年度においても、職員の言動に対する苦情が相当数あり、事実なしとの回答を得ているところ、苦情が減らないことや内容の具体性から調査のあり方に懸念が残るため、実態把握の方法について更に検討するほか、視察委員会へのビデオ映像の開示や関係者への事情聴取について協力願う。	視察委員会からの事実関係の調査依頼については、可能な限り事実関係を詳細に調査し、調査結果を回答してきたところではあるが、引き続き、関係記録の精査、関係職員への聞き取り等による正確かつ詳細な調査をしていく。
219	東京拘	組織・職員	被収容者の呼称変更等、刑事施設における変化が求められているところ、現場職員に納得感を持たせ、被収容者に対し適切な対応が行われるための研修を実施願う。	引き続き職員が適正な職務執行を行うよう、各種研修を実施する。
220	東京拘	組織・職員	職員により指示が異なり困惑しているという意見があったため、そのような指示に被収容者が対応できない場合、被収容者に責めを負わせることがないよう留意願う。	引き続き各種研修等を通じて職員への指導を行い、不適切な取扱いがなされないよう徹底する。
221	東京拘	規律及び 秩序の維持	「所内生活の心得」に記載されていない制度が存在するとの意見があり、制度について「所内生活の心得」に明記願う。	「所内生活の心得」に所内生活の全てについて記載することは困難であるため、職員はその状況に応じて適時適切な指示等を行っている。引き続き指示・指導方法について、各種研修等を通じて職員への指導を行い、不適切な取扱いがなされないよう徹底するとともに、必要に応じて「所内生活の心得」の改訂についても検討する。
222	東京拘	刑事施設 視察委員会	職員の職場環境改善も視察委員会の検討事項であることを職員に周知願う。	視察委員会の検討事項には職員の職場環境改善が含まれることを所内誌等に掲載し、積極的に周知することとしたい。
223	東京拘	刑事施設 視察委員会	意見・提案書による意見を受け、散髪後の洗髪方法の運用が見直されたことを歓迎する意見が複数あったことから、引き続き現在の取扱いの中に実情と合っていないものはないか、見直しと改善を継続願う。	今後も、視察委員会から頂いた御意見を検討し、必要に応じて、見直しや改善等を実施していく。
224	東京拘	刑事施設 視察委員会	刑場視察について拒否回答がなされているが、東京拘置所は、その施設全体が懲役刑も含めた厳正なる刑の執行の場所なのであって、その刑の執行の状況も含めた施設全体の「運営の状況」を視察するのが視察委員の権限である。法律上何ら制限を加えられていない視察の対象を、貴所の判断で制限することは許されないものである。上級官庁に対し、視察委員会から問題性を指摘されたことを報告願う。	刑事収容施設法第9条第2項において、視察委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができると規定されているところ、死刑の執行は被収容者の「処遇」ではなく、刑場は死刑の執行中とはもとより、視察の対象外とすべきであり、刑事施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外とさせていただいている。 なお、頂いた御意見は、上級官庁に報告する。
225	立川拘	保健衛生 及び医療	精神科の処方薬その他の医薬品を充実させてほしいとの意見があり、適切な診察や薬の処方を受けられるよう引き続き対応されたい。	医師が必要と判断した場合には、薬剤は適切に処方しており、引き続き被収容者が必要な医療行為を受けられることができるよう、適切な医療措置を講じていく。
226	立川拘	保健衛生 及び医療	酷暑による戸外運動の中止が多かったことに対して不満を述べる意見が見られたため、可能な限り戸外運動を実施するとともに、他の手段で十分な運動の機会を確保するよう引き続き配慮されたい。	猛暑時の戸外運動については、熱中症予防の観点及び被収容者の健康を害すると思われることから、WBGT（暑さ指数）に応じ、室内運動として対応しているところであるが、可能な限り戸外運動が実施できるよう努めたい。
227	立川拘	書籍等の 閲覧	備付書籍が古く、種類が少ないとの意見があったため、更新や追加について、引き続き善処されたい。	備付書籍については寄贈のほか、当所予算によって更新しているところであり、引き続き、更新・追加を進めていく。

228	立川拘	金品の取扱い	差入れ可能な本の冊数（１回当たり３冊）を増やすよう求める意見があったため、引き続き検討されたい。	差入れ冊数については、上限冊数を増やすことで検査負担が増加し、被収容者への差入れ書籍の交付が遅くなること等から、上限冊数の引き上げは困難である。
229	立川拘	組織・職員	職員の被収容者に対する口調、言葉遣いに関する意見が見られたため、引き続き被収容者への言動に留意されたい。	引き続き職員研修等による指導、監視カメラ映像の定期的な検証を行い、被収容者の呼称変更その他の取組を着実に実施することで、職員の人権意識の更なる向上・適正化を進める。
230	立川拘	刑事施設視察委員会	第三者委員会の提言を踏まえ、視察委員会委員の負担が増大することが想定されるため、弁護士委員を始めとする視察委員会委員の増員を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
231	富山刑	組織・職員	職員の言動、食事、物品に関する意見が多く出されており、特に多かったのは、職員の言動と食事に関する意見である。 職員の言動と食事は、従前から意見が寄せられることが多い内容であるため、引き続き、受刑者の意見にも耳を傾け、改善すべき点は改善していくことを要望する。	令和６年度においても視察委員の御意見を踏まえた上で、改善が必要な場合には、引き続き適切に対応していきたいと考えている。
232	富山刑	組織・職員	職員の受刑者に対する言動について、その適正さに疑念を抱かれることがないようにするためにも、職員に対して、人権、コミュニケーション、アンガーマネジメント等に関する研修等を定期的実施することを要望する。	被収容者に対する呼称について、令和５年１１月２０日から緊急時等のやむを得ない場合を除き、原則として呼び捨てせず、姓に「さん」を付して呼称することを基本とするようにしており、また、令和６年３月１８日からは社会通念上相当でない俗語及び隠語等について原則使用しないこととしている。 また、令和５年度においては、職員が人権に基づいた適切な被収容者対応ができ、かつ、適切に感情のバランスをとることができるようになることを目的として、アンガーマネジメント及び人権（ハラスメント）研修を行っている。 令和６年度においても引き続き、職員の受刑者に対する言動について、その適正さに疑念を抱かれることがないように努める。
233	富山刑	保健衛生及び医療	夏季、受刑者が熱中症を発症するような事態に陥らないようにするため、受刑者の健康状態に注意を払うとともに、十分な熱中症対策を講じることを要望する。 また、冬季、気温低下による健康被害が生じることのないようにするため、受刑者の健康状態に注意を払うとともに、十分な防寒対策を講じることを要望する。	令和５年度の被収容者に係る夏季の暑さ対策については、運動実施時間帯における冷茶の給与等の措置を講じたところ、令和６年度においても、引き続き夏期の暑さ対策及び冬期の寒さ対策を講ずる予定としている。
234	富山刑	保健衛生及び医療	引き続き、感染症対策に留意することを要望する。 施設外で感染症流行の兆しがあるような場合には、早期に職員や受刑者に対して感染症に関する注意喚起を行うとともに適切な予防策を講じることを要望する。 また、仮に施設内で感染者が確認された場合には、施設内で感染が拡大することを防ぐための対策を早期に講じることを要望する。	令和５年度は、希望する被収容者に対し、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種を行い、マスク着用については、被収容者は新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ感染症が施設内でまん延していないときは任意としたが、職員は他人と接触又は会話しない場面を除いて原則着用することとし、感染症防止対策を実施した。
235	金沢刑	矯正処遇の実施等	罪を犯した人の個性や特性に応じた個別かつ適切な処遇は、マニュアル的に画一化できるような類の機械的作業とは無縁のものであり、受刑者１人１人の「心」に即ち働き掛けるかが問われる全人格を掛けた仕事であり、このような業務を刑務官が担っているという使命感や目的意識を強く自覚させることはもちろん、従来型の規律重視の発想から、被収容者に対する支援を中心に据えた発想に変革していくとともに、同発想を全職員で共有されたい。	受刑者１人１人の「心」に働き掛け、受刑者の個性や特性に応じた個別かつ適切な処遇を行うため、現場をよく知る工場担当職員を面接者とし、その面接者をサポートするため教育専門官を観察者としてオープンダイアログの手法や考え方を取り入れた対話実践を行い、従来型の規律重視の発想から被収容者個々に対する支援を中心に据えた処遇を行っており、所内例規も整備した上、全職員に対し、同発想を共有した。
236	金沢刑	矯正処遇の実施等	「強権的な権力」や「威圧的な統制力」を背景に人を管理するという従来型の方式から脱却し、被収容者を「人権の主体」ととらえ、対等な「人」と「人」という関係性を構築することを基本とするともに、表面的な行動様式の変容のみならず、なぜ、従来の方式から変更する必要があるのか、その意義や必要性を幹部職員が現場の刑務官に説明し、同刑務官が感じる違和感や唐突感に真摯に向き合い、同刑務官の「心」が置き去りにならないよう、「刑務官」と「被収容者」との関係性の変革に取り組まされたい。	従来型の規律秩序を維持する強権的な権力方式からの脱却のため、また、なぜ、従来の方式からの変更が必要なのか、その意義や必要性について、所長自らが令和５年１１月２０日（月）に全体研修を通じて全職員に対し、研修を実施しており、徐々にではあるが、「刑務官」と「被収容者」との関係性の変革に取り組んでいる。さらに、所内例規を整備し、原則として被収容者の姓に「さん」を付けて呼称しており、その意義についても周知・徹底されており、今後も同変革に継続して取り組んでいく。
237	金沢刑	組織・職員	令和２年度、全職員向けに実施したアンケートによると、幹部職員と地元採用組の職員の間には垣根があり、緊密なコミュニケーションが十分とはいえないと思われる状況が現状でも継続していないか検証し、その状況が存するのであれば、幹部職員が率先して地元採用組の職員と積極的なコミュニケーションを図られたい。	現在の幹部職員は、当所で採用されたり、以前にも勤務したりと何かと縁のある職員が多く、コミュニケーションが取りやすい環境が整っている。また、幹部職員と地元採用組の職員とのコミュニケーションも幹部職員が積極的に行っていることから、ハラスメントなどの行為も起こっておらず、今後もこの関係性を継続していく。
238	金沢刑	保健衛生及び医療	精神保健医療の充実が重要であると考え、引き続き精神保健医療体制の充実に向けてより一層取り組まれたい。	今後も引き続き精神保健医療体制の充実に取り組んでいく。

239	金沢刑	規律及び秩序の維持	令和5年12月に不正配食等事案が発覚し、現に事案が発生することを目の当たりにした。不公正が横行するのが施設側に見逃されている事態を目の当たりにした被収容者にとっては、施設に対する不信感にもつながりかねない事案ともいえ、こうした事案が発生しないための実効的な再発防止策を引き続き検討の上、対処されたい。	令和6年1月に開催された第5回金沢刑務所視察委員会において、実際に委員が現場に赴き、配食の状況を確認していただいております。配食係として作業指定された受刑者が配膳等の作業を行う際は、必ず職員が立ち会い、盛り付けが均等でない場合などは、職員が指導を行っている。万が一、職員が配膳室から離れないといけない非常事態等が生じた場合には、同受刑者を配膳室から立ち退かせるなどして不正配食ができないようにした。
240	福井刑	物品の貸与等及び自弁	お菓子の購入について、購入できるお菓子の量を増やしてほしいという意見が多数あった。物価高騰により購入できるお菓子が少量になっており、多数の被収容者が不満に感じていたものといえる。もっとも、この問題については、し好品の購入限度額を500円とする矯正局長通達が撤廃され、令和6年4月1日から上限額が廃止されるとのことであり、次年度以降では解決することが可能なものである。貴施設内においてもなるべく早期に購入金額上限の引き上げを実施されたい。	し好品の購入合計額の目安がおおむね700円とされたことを受け、受刑者の領置金残高に差異がある点を考慮し、令和6年5月から購入合計額を700円又は500円とした2種類の価格帯を設定して選択することができる取扱いとした。
241	岐阜刑	組織・職員	職員による不適切処遇事案が発生しないよう、職員研修やメンタルケアを適切に実施するとともに、苦情が出ている職員に対しては勤務状況の把握や指導等を適切に実施されたい。	当所においては提言書を全職員に周知するとともに、法務大臣メッセージを用いた研修を実施したり、所長自ら職員研修を実施するなどして職員の人権意識を高めるための働き掛けを行ったほか、職員及び被収容者に対する呼称（いわゆる「さん」付けを原則とする。）を変更する内容の内規や刑事施設内ではしか理解できない「俗語」や「隠語」を使用しないとする内規を整備するなどして、組織風土の変革に取り組んでいる。今後も引き続き、職員に対し、人権意識を高揚させるための職員研修を随時実施していくほか、職員を対象としたメンタルケアに従事する非常勤職員の人材を活用し、職員のメンタルケアを充実させる。また、苦情等の対象となっている職員に対しては、随時勤務状況を把握した上で不適正な処遇が行われていないかを確認し、場面に応じた必要な指導を行うとともに、職員を孤立させることなく、組織全体で被収容者処遇を実施していく。
242	岐阜刑	その他	受刑者からけがの申出があった際の対応方法について、ルール化をすることを検討されたい。	受刑者からけがの申出があった際、現在は、看護師又は准看護師がけがの状況を確認の上、緊急性を判断した上で医師に報告し、診察が必要な場合には適切な診療を実施しているほか、日常生活において発生したすり傷やささくれなど、明らかに暴行や自傷などにより生じた負傷とは認められないような極微傷を除き、写真撮影や報告書等をもって記録に残しているところである。その上で、職員が上記の対応を把握できるような統一的なルールを設けることは、それ自体望ましいことであるから、上記対応要領に関する包括的な内容の内規の整備を検討する。
243	岐阜刑	保健衛生及び医療	投薬をするか否か、投薬をするとしていかなる内容での投薬をするか等といった投薬に関する判断の根拠は、対象受刑者に十分に説明されたい。	被収容者に対する医療については、刑事収容施設法第62条に基づき、当所で勤務する医師が、専門的な知見に基づき被収容者に対する診療を行い、当該被収容者の症状に見合った薬剤を処方するなどして、必要な医療上の措置を講じている。診察の過程において、医師ないし（准）看護師が当該被収容者に対し、症状に見合った薬剤を処方するに至った根拠などを説明しているところ、今後においても、被収容者に対し必要な説明を行ってまいりたい。
244	岐阜刑	施設の敷地・建物等	居室内温度に関しては、受刑者の年齢や健康状態に配慮して柔軟に運用がなされるように検討されたい。	令和4年度の岐阜刑務所視察委員会委員長意見書の御意見を受けて、令和5年度については、特に夏場において、各居室棟に設置されている測定器の「暑さ指数（WBGT）」が規定の数値（28℃以上）を超えた場合に空調機器の使用を認める運用に改め、熱中症予防を見据えた室温管理を心掛けてきたところ、令和6年度においては、予算の事情を踏まえながら、空調機器の使用時間を繰り上げるなどして柔軟に運用し、更なる適切な室温管理に努めるとともに、冬場においても低体温症を防止するための室温管理を行うこととする。
245	岐阜刑	保健衛生及び医療	居室内の衛生環境が十分なものとなるよう、引き続き配慮されたい。	居室内の衛生管理については、内規を整備の上、布団干しに関する運用ないし防虫対策に関する運用を行っているところであり、現状において居室内の衛生環境が殊更に悪化しているとの認識はないものの、今後も引き続き居室内の衛生環境を保持するとともに、可能な範囲で更なる衛生環境を向上させていく。なお、刑事収容施設法第58条において、被収容者においても居室内の衛生を保持する義務があることから、居室内の清掃を含め、衛生管理に関する指導を適宜実施する。

246	笠松刑	矯正処遇の実施等	炊事工場全体の就業人員を増やすことで、配食等の遅れ等の問題を解消するように要望する。	炊場就業者確保のため、管内外の刑事施設等に当所への移送を促進したり、食事の運搬の際、他の自営作業受刑者が応援する方法で対応しており、現在は、配食の遅れは解消している。
247	笠松刑	物品の貸与等及び自弁	運動会の時に飲み物を出すことを要望する。	運動会は、例年秋頃に開催しているところ、本件要望を受け、令和6年度以降の開催時にお茶を給与する予定である。
248	笠松刑	物品の貸与等及び自弁	全国の施設で同一の事業者から購入しており同事業者が取り扱う物品のみ購入可能とのことであるが、多数の受刑者から繰り返し意見として出される物品（特に薬用シャンプー・薬用リンス）について、取扱い物品としてもらえるよう施設として上級官庁に要望されたい。	薬用シャンプーや薬用リンスについて、全国統一物品として採用して欲しい旨の要望があったことを上級官庁に報告する。
249	笠松刑	物品の貸与等及び自弁	レトルト食品の牛丼等を給与する際にスプーンを使用させることを要望する。	スプーンについては、食事の内容に応じて貸与しているところ、一般的に箸を使用する食事については、手指の機能維持の観点から箸の使用を推奨し、その場合であっても、高齢者、外国で一定期間生活していた者等、個別の事情に鑑み、箸の使用が困難な者にはスプーンを貸与してきたが、今後は、食事の内容にかかわらず、個人の判断でスプーンを使用できるよう整備することとしたい。
250	笠松刑	物品の貸与等及び自弁	指定事業者が取り扱う物品の価格について、市販品に比較すると高額であることは明白であるため、法務省において指定事業者の選定・価格の設定について検討するよう貴所においても配慮されたい。	上級官庁において、全国一括での公募を行った上で指定事業者が選定されているところ、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
251	岡崎医刑	施設の敷地・建物等	被収容者の外部医療機関への通院の際に使用する車両について、被収容者が着席する後席にシートベルトがない官用車を使用しているの、シートベルトがある車両の使用を検討されたい。	外部医療機関と調整し、シートベルトがあるマイクロバスを使用することとした。
252	名古屋刑	組織・職員	令和4年度に発覚した名古屋刑務所職員による不適切処遇事案後に行われている職員に対する研修等において、被収容者の人権に配慮した言葉遣いや対応方法に関する指導が行われることを要望する。	令和5年度中に、外部専門家などを講師とし、人権をテーマとして「精神疾患を有する人への対応について」、「矯正処遇における『ケア』の観点」、「叱る依存」に陥らないために」等複数の職員研修を実施した。 若年職員に対しては、社会福祉的な知見を付与することを目的として特別養護老人ホーム及び障がい者施設における実習を経験させており、今後も被収容者の人権に配慮した言葉遣いや対応に資する研修を継続していく。
253	名古屋刑	規律及び秩序の維持	被収容者の移動時の行進について「軍隊式行進」と指摘されないように実施されることを要望するほか、規律秩序の維持上どこまでの制約が必要なのか検討されたい。	被収容者の移動時の行進は、手は自然に振るよう受刑者に指導している。また、一部の受刑者に対して、社会復帰後、周囲から奇異の目で見られることのない自然な歩行を試行しているところ、今後、試行結果を踏まえ、規律秩序への影響も考慮しながら、全所的な行進要領の在り方について引き続き検討していく。
254	名古屋刑	保健衛生及び医療	診療の頻度が低い、希望する薬が処方されない、ジェネリック医薬品を使用しないでほしいなど医療に関する被収容者の不満が多いので、適切な診察や投薬をされるよう要望する。	診療の頻度や処方薬は、被収容者の症状に応じ、診察を行った医師の専門的判断に基づいて決定しており、また、ジェネリック医薬品については、国の予算で医療を行う矯正施設として、適切な医療と医療費削減の観点から積極的に先発品からの切り替えが推奨され、当所でもジェネリック医薬品をできるだけ使用しているものであるが、引き続き適切な診察や投薬に努めていく。
255	名古屋刑	施設の敷地・建物等	施設の老朽化やそれに伴う不衛生などの意見が多いので、居室内の衛生管理を徹底し、予算上の都合も踏まえてできる限り新しい備品が使用できるように要望する。	居室内の衛生状況については、適時に確認を実施しており、ポットや食器等の被収容者に貸与している日用品等について経年劣化が認められる場合はその都度交換するなど、施設内の備品や設備等について、予算状況を勘案して優先順位を定めつつ、可能な対策を講じながら、引き続き衛生管理を図っていく。
256	名古屋刑	物品の貸与等及び自弁	景気の変化により物価が上昇しているが、食事の内容や購入品の値段等について被収容者に不当な不便や節約を強いることがないような対応を要望する。	食材の価格高騰を受け、菜代指定額の範囲内で食材を調達するためにより安価な食材に変更するなど工夫し、適正な食事の量や栄養価は給与している。自弁物品についても全国統一取扱物品を選定していることから、当所限りで可能な対策は限られているが、機会あるごとに指定事業者には申し入れをしていきたい。
257	三重刑	組織・職員	受刑者に対する暴言が当たり前になっている。常時カメラの装着を求める。	職員の受刑者に対する暴言は確認できなかったが、被収容者に対する職員の言動については、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、各種研修等を通じて指導していく。 各ウェアラブルカメラの常態的な使用については、予算的な面などで施設単位での対応は難しいが、一部の被収容者については、後刻、記録が必要と判断される場合に備えて使用している。

258	三重刑	施設運営方針	提言書及びアクションプランの確実な実施を求める。	被収容者の呼称については、令和5年10月25日から対象となる被収容者を限定して試行的に実施し、令和6年1月1日からは、全被収容者を対象に実施し、行進要領については、令和6年3月1日から周囲から奇異の目で見られることのない歩行態様で試行している。 その他のアクションプランについては、上級官庁からの指示に従い確実に実施していくこととしたい。
259	三重刑	保健衛生及び医療	コロナ禍を理由に制限していた諸々の制限について、制限を撤廃し、基本的にはコロナ禍前と同様の対応に戻すことを求める。	新型コロナウイルス感染症対策を理由とした制限について、令和5年5月以降は、基本的には従前どおりの対応を実施しているが、実際に新型コロナウイルス感染者が発生した場合については、集団感染を未然に防止する観点から、必要に応じて、マスクの着用、手指消毒の徹底等を行っている。
260	三重刑	組織・職員	職員から被収容者へ指示をする場面や、逆に被収容者から質問を受けた場合に、可能な限り、十分に説明しないし回答することを求める。	職員の指示は、施設の規律及び秩序を維持するため、生活及び行動について必要な範囲で行っている。被収容者からの質問については、質問を受けた職員で回答できるものについてはその都度行っているが、質問を受けた職員の裁量を超える場合、判断がつかない場合などについては、上司の判断を仰ぎ回答している。
261	名古屋拘	保健衛生及び医療	新型コロナウイルス感染症については、感染法上の位置付けが5類に移したものの、被収容者に対して、マスクの無償配布を続けることを要望する。	被収容者に対して、マスクの無償配布を行っていないが、収容区域内で勤務する職員には、マスクの着用を指示するなど、感染予防に係る各種対策を講じている。今後、新型コロナウイルス感染症等の各種感染症の流行状況や被収容者及び職員の同感染症等の感染状況を勘案した上、被収容者に対してマスクの配布が必要と判断した場合には、速やかに対応し、感染症の予防徹底及び拡大防止を図ることを検討している。
262	名古屋拘	矯正処遇の実施等	被収容者が夜眠れないときなどは、夜間の読書の許可を緩和することを要望する。	読書ができる余暇時間及び就寝時間等の動作時限を定めているのは、多数の被収容者の共同生活を円滑に行うために行動の自由を規制するとともに、適切な睡眠時間等を確保して健康面で適切な生活サイクルを維持することにあるため、夜間の読書は認めていない。
263	大阪刑	刑事施設視察委員会	視察委員会を通じて提示した意見のうち、実務取扱いを変更した項目については、被収容者に速やかに周知されたい。	視察委員会の御意見に基づき、体育館に提案箱を設置したことについては、視察委員会ニュースとして体育館に掲示して被収容者に周知した。
264	大阪刑	保健衛生及び医療	高齢者や長期在所者も多い中、少なくとも持病を有する受刑者には公費で新型コロナウイルスワクチン接種が行えるよう要望する。	新型コロナウイルスワクチン接種については、上級官庁の通知に基づき、高齢者や医師が接種を必要と認められる者などに行うこととしている。
265	大阪刑	保健衛生及び医療	基礎疾患を有する被収容者が多くいることが想定されるところ、適切な医療を受けることができるのか、拘置支所の医療体制について改善すべき点がないか十分に検討されたい。	基礎疾患を有し、かつ、その種類又は程度等により刑事施設の外の医療機関を受診させることが相当との医師の診断があったときは、遅滞なく近隣の医療機関を受診させて、必要な医療上の措置を執っている。
266	大阪刑	保健衛生及び医療	認知症の受刑者が多くなると介護する受刑者や職員も必要になってくるため、認知症に係るスクリーニングの体制作りについて、検討されたい。	当所では、認知症スクリーニング検査等の実施について内規を発出しており、当所が処遇施設としての刑執行開始時調査を実施する際に、65歳以上の者については、スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われる者については、医師の診察を受けることとなっている。また、65歳未満の者であっても、受刑する中で、認知症が疑われる者については、行動観察等を踏まえ、医師の診察につなげている。
267	大阪刑	矯正処遇の実施等	被収容者に対する教科指導について、パソコンやソフトの使い方などを実習できる科目を新設されたい。	教科指導の枠組でパソコンやソフトの使い方を実習に組み込むことは可能ではあるが、同指導の対象者のみとすると、受講者が相当程度限定される現状にある。そのため、刑執行開始時指導や釈放前指導など、対象者が限定されない指導時において、パソコンやソフトの使い方を実習できる時間を確保する方向で検討中である。他方、被収容者に対するパソコンの操作等実習の機会としては、出所後の就労を見据え、就労する上で最低限必要となるパソコン操作能力の習得に向けた職業訓練「ビジネススキル科」を実施しているところ、規定に基づき、当該訓練受講修了者のうち希望する者には、釈放が近い時期に再度関連技能の復習としてパソコン操作訓練を行っている。
268	大阪刑	組織・職員	外医診察等の際は複数の職員が必要となり、特に夜間は施設内の職員が手薄となるため、夜間の処遇部門の職員を増員されたい。	外医診察等の際は、被収容者等の状況に応じて、必要人数を夜間職員として配置しているが、更なる増配置については、現在の職員体制では対応困難であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
269	大阪刑	組織・職員	訟務担当においては、民事訴訟への理解をより一層深めるために、答弁書・準備書面等の書面作成等において、事件類型ごとのより具体的な実務研修を実施されたい。	訟務担当においては、担当職員2名が、令和6年4月5日大阪管区で実施された訟務担当研修（民事、刑事を含む訴訟関係の研修）に参加した。今後も、民事訴訟に関する研修があれば積極的に参加するよう呼びかけていく。

270	大阪刑	物品の貸与等及び自弁	食事において、栄養バランスに十分な配慮をするほか、おかずの内容などの献立も、受刑者の立場に立つて検討されたい。	管理栄養士が、定められた予算の範囲内で、栄養バランス等を考慮したメニューを作成し、毎月の献立会議において、複数の幹部職員等により、メニュー内容等の検討を行った上で、被収容者に対し食事の給与を行っている。 なお、本年度は、コロナ禍により実施できなかった被収容者に対する食事アンケート調査を再開し、調査結果を献立等に反映させる。
271	大阪刑	物品の貸与等及び自弁	パンを担当する炊事工場就業者の反則調査により、一時的にパンの給与が途絶えたが、係る状況が二度と起こらないよう、検討されたい。	今後もパン食の給与については、安定的に供給できるよう努めてまいりたい。
272	大阪刑	物品の貸与等及び自弁	大阪弁護士会から令和5年7月25日付けで、視力障害を有する被収容者にルーペの所持及び使用を認めるよう警告を受けた件に対し、どのような対処を行ったのか、報告されたい。	ルーペの使用に当たっては、ルーペ型眼鏡などを含め、対象物の形状のみならず、その使用を願った者の状況、使用場所及び使用時間などを検討した上で、柔軟に対応することを検討している。
273	大阪刑	保健衛生及び医療	大阪弁護士会から令和6年3月8日付けで、被収容者に処方調剤の情報を伝える際に、文書による情報提供を求められた場合等は、処方薬剤の名称や副作用情報等を文書にて提供するように要望されたが、どのような対処を行ったのか報告されたい。	被収容者に処方する薬剤については、「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令」に基づき、原則として、処方医師等が口頭により説明を行っているところ、提供する情報の内容の難易度などを勘案し、特に必要と認められる場合には、口頭による説明に加えて、提供すべき情報を文書に記載して交付するようにしている。
274	西成医セ	組織・職員	不足している医師、看護師、その他医療スタッフの有無及び不足している場合の概ねの不足人数（医師については具体的な診療科についても）を明らかにされるとともに、これら不足人員を充足されるよう要望する。	現在、当センターにおいて欠員が生じている医師を外科（整形・その他一般）、血液内科、循環器科を中心に募集しているところであるが、いずれも、レジナビ等への参加や、大学病院等へ訪問して積極的に広報活動を行っており今後においても、積極的に広報活動を行っていく予定である。
275	西成医セ	組織・職員	職員同士でしか通じない俗語・隠語の使用について、相当でないものについての廃止・改善を要望するとともに、現時点での改善状況等について、具体的な表現方法等を例示する形で教示されるよう要望する。	令和6年3月1日付けで内規を発出し、具体的に不使用・変更を行う用語一覧を示す形で全職員に周知を図っている。なお、同内規については委員会へ提示することを予定している。
276	西成医セ	組織・職員	受刑者の呼称について、現時点で相当でないものについての廃止・改善を要望するとともに、現時点での改善状況等について、具体的な呼称等を例示する形で教示されるよう要望する。	令和5年11月16日付けで内規を発出し、同年12月1日から、被収容者に対する呼称は、原則として姓に「さん」を付して呼称するとともに、職員研修を実施して、その趣旨の理解を図っている。なお、同内規については委員会へ提示することを予定している。
277	西成医セ	保健衛生及び医療	男性受刑者の髪型について、「原型刈り」または「前五分刈り」のいずれかで調髪するとされていることを改め、他の髪型での調髪も認めるよう要望する。	施設限りで対応できる事項ではないため、頂いた御意見について、上級官庁に報告する。
278	西成医セ	保健衛生及び医療	患者受刑者等に対し、処方した薬剤の名称、種類又は内容、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用といった提供すべき診療情報について、紙媒体で提供されるよう要望する。	被収容者に処方する薬剤については、「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令」に基づき、原則として、処方医師等が口頭により説明を行っているところ、提供する情報の内容の難易度などを勘案し、特に必要と認められる場合には、口頭による説明に加えて、提供すべき情報を文書に記載して交付するようにしている。
279	西成医セ	保健衛生及び医療	主として経理係の受刑者の作業衣の洗濯について、現在の洗濯の頻度を明らかにされるとともに、とりわけ夏場における洗濯の頻度を増やすよう要望する。	経理係受刑者の作業用衣類については、年間を通じて上衣は一週間に1回、長ズボンは10日に1回の頻度で洗濯を実施しているが、頂いた御意見を踏まえ、令和6年度の夏季処遇においては、作業用衣類の洗濯頻度を週2回に増やすことを検討している。
280	西成医セ	組織・職員	各種ハラスメントの対策について、医師、看護師、その他医療スタッフに対しても、研修の実施及び相談窓口は設けられているか、明らかにされるとともに、これらが実施等されていないのであれば、これらの体制を整えるよう要望する。 これらの体制が整えられているのであれば、その具体的な内容について、教示されるよう要望する。	各種ハラスメント対策については、職種を問わず、内規を発出し、ハラスメントに関する苦情相談体制を整備しており、また、苦情相談員については、所内の掲示板に常時掲示し、広く周知を図っている。なお、同内規については委員会へ提示することを予定している。
281	西成医セ	刑事施設視察委員会	視察委員会の開催回数について、当視察委員会が必要として開催しようとする会議の開催を認め、それに対する予算が不足する場合は、事後的にも予算措置を講じることを要望する。	令和6年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年6回から7回に増加可能な予算措置がなされている。視察委員会委員の手当については、施設限りでの対応が困難であるため、頂いた御意見について、上級官庁に報告する。
282	神戸刑	施設運営方針	被収容者の処遇について、人権を最大限尊重した適正な処遇が行われることを求める。	職員に対して、機会あるごとに被収容者の人権及び法令に基づく適正、適切な処遇について必要な研修を実施しており、今後も引き続き研修等を通じて指導等を行っていくこととする。
283	神戸刑	組織・職員	職員の被収容者に対する言動についての苦情が多く寄せられており、施設の規律秩序の維持及び適正な運用以外の理由で被収容者の人権が侵害されることのないよう注意喚起するとともに、処遇に携わる職員に対する研修等を充実させ、人権感覚の醸成を求める。	令和5年度については、名古屋刑務所事案を受け、被収容者に対する不適切な言動等の防止について、施設長による訓示を行っているほか、地元自治体の協力を得て、認知症サポーター研修を実施して、人権意識の向上に努めた。 また、採証機器としてのウェアラブルカメラを整備したほか、出所時感想録において、職員の不適切な言動等が疑われる場合や日頃、直接的に被収容者の処遇に関与しない各専門官の面接等により問題が認められた場合、実情を調査した上で、状況に応じて指導を実施している。

284	神戸刑	保健衛生及び医療	防寒及び猛暑の対策について、改善を求める意見が多数寄せられており、施設内での温度調節への対応は、被収容者の健康を維持していく上で必要不可欠な条件であるため、改善を求める。	令和5年度については、居室棟への暖房機器の増設、冬季にカイロの自弁購入を認めるなどして対応している。引き続き、居室棟内へのエアコン設置を含めた対応を検討していくが、施設限りで対応できない事項もあるため、委員会の御意見については、上級官庁に伝達することとする。
285	神戸刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者の食事について、食事の量、内容、喫食時間及び食器の衛生管理に関する意見が寄せられており、被収容者の数少ない楽しみでもある食事の内容、量の配分、献立の工夫について検討されたい。	食事の量については、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）等に基づき給与している。 また、食事の内容等については、今後も食事に関するアンケートを踏まえた献立及び公平な配分量及び喫食時間の確保について、引き続き適切に対応していくこととする。
286	神戸刑	保健衛生及び医療	准看護師の資格を有する職員による定期的な准看護師による巡回、診察の実施と配薬等の病状に応じた医療的な措置が適切に行われているか検証し、改善点があれば速やかに見直すよう求める。	准看護師の資格を有する職員による診察受付等のための巡回や医師の診察の際には、個々の病状を把握した上で必要な処置や薬剤の処方を行うなど適切に実施していることに加え、当所での対応が困難と判断された場合は、外部医療機関へ診察を依頼し、適正な処置が行えるように努めている。
287	神戸刑	書籍等の閲覧	図書の購入について、購入可能な図書の種類が著しく制限されている、購入した図書が手元に届くまでに時間が掛かる等の意見が寄せられており、被収容者から書籍等の購入希望があった場合には、その目的の適正さを鑑みながら柔軟な対応を求める。	書籍の閲覧については、法令に基づき、書籍の内容が刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合などは制限を行う場合があるところ、購入できる書籍の種類を限定する制限は行っていない。 購入書籍の交付は、その内容、分量等に照らして訓令等に定められた期間内に交付しており、今後も、同期間を超過することのないよう努めていくこととする。
288	神戸刑	矯正処遇の実施等	拘禁刑の導入を目前として、多くの被収容者が社会復帰後自立して生活できる環境を整えるため、通信教育による資格取得の機会を増やすことを検討されたい。	受刑者の就労上有用な資格等の取得は再犯防止に資するものであることから、引き続き、受刑者への周知や積極的な応募など通信教育の受講機会の拡大に努めることとする。
289	神戸刑	賞罰	反則行為や懲罰の科罰について、担当者の対応に統一した基準がない、被収容者が職員への対応について言葉で抗う場合には、即反則行為の調査、懲罰の対象とされてしまう等の意見が寄せられており、特に懲罰の科罰については、慎重かつ人権に最大限配慮した運用を求める。	懲罰を科するに当たっては、被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設に及ぼした影響、反則行為後における被収容者の態度、受刑者によっては懲罰がその者に及ぼす影響その他の事情を考慮しているところ、その点を踏まえ、引き続き、科罰手続を含めて適正な運用を行うこととする。
290	神戸刑	施設運営方針	節水委員会を立ち上げるなど、被収容者が施設運営について主体的に関与することができる機会を検討されたい。	令和5年度については、令和7年6月に施行される拘禁刑の運用に当たり、職員と被収容者の関係性を大きく変革するための第一歩として、呼称の改善、いわゆる「さん付け」や段階的に歩調をとらない行進要領を試行して、受刑者の主体的な行動を引き出す取組を、受刑者のコミュニケーション能力の向上を目的として、担当職員による講話を実施して受刑者への関わり合いを重視する取組をそれぞれ開始し、受刑者の自発性及び自立性のかん養を図っているところではあるが、受刑者が施設運営に主体的に関与する機会の付与に関しては、必要に応じて職員が関与しなければ、受刑者で構成する委員会による他の受刑者に対する行き過ぎた指導等が可能となる状況を生じかねないため、慎重に検討することとする。
291	神戸刑	刑事施設視察委員会	視察委員会の活動内容について、年度最終の意見に対する回答だけではなく、委員会開催時に行われる議論の内容についても、被収容者に定期的に公表するよう求める。	視察委員会の活動記録については、所内誌等を通じて、被収容者に情報提供することを検討することとする。
292	神戸刑	刑事施設視察委員会	被収容者に対する処遇に係るアンケート調査の実施に留まらず、今後、職員の働き方や職場環境に関するアンケート調査の実施を検討しているので、協力を求める。	令和6年度についても、引き続き、令和5年度と同様に視察委員会による被収容者に対する処遇に係るアンケート調査の実施に協力する。また、職員の働き方や職場環境に関するアンケート調査の実施についても、協力することとしている。
293	加古川刑	組織・職員	被収容者に対して、指導する際の口調、ふるまいについて不必要に高圧的にならないよう、職員全体が理解するように指導を徹底されたい。	令和5年7月、首席矯正処遇官（処遇担当）から被収容者に対応する処遇部門の全職員に対して、被収容者の人権や被収容者に対する言葉遣い等について研修を実施しており、今後も必要に応じて研修等の実施を継続する。
294	加古川刑	組織・職員	トランスジェンダーの被収容者に対し、適正な対応がなされるよう、職員に対して研修等を実施し、理解を深めさせられたい。	令和5年8月、適正な被収容者処遇に資するため、性的少数者（LGBT+Q）だけでなく、ハラスメント問題、同和問題、障害者問題及び外国人問題について、加古川市人権アドバイザーを講師として招へいし、職員に対する人権研修を実施しており、今後も必要に応じて研修等の実施を継続する。
295	加古川刑	組織・職員	加古川刑務所職員が特別公務員暴行陵虐罪の疑いにより送検された事案からも、被収容者に対する言動に問題のある職員が存在する疑いを持たざるを得ない。職員への指導を徹底し、同種事案の再発防止に尽力されたい。	本件事件が発覚後の令和4年5月31日、処遇部長による出勤職員への再発防止に係る訓示を実施したほか、過去に失敗を経験した職員の失敗談や後輩職員への助言等に係る映像記録を作成して、勤務経験の浅い若年刑務官に閲覧させ、再発防止の措置を講じた。

296	加古川刑	刑事施設 視察委員 会	令和6年3月に発生した被収容者の死亡事案について、死亡当日のカルテの記載に不可解、不十分と思われる記載が認められた。今後の刑務所医療を考えるにあたり、本件の調査は重要と考えるため、今後も資料の閲覧等調査に協力されたい。	視察委員会から御意見を頂戴したカルテへの適時適正な記載については、関係職員に対して周知・指導を行った。今後も視察委員会からの要請に応じ、関係資料の閲覧など、全面的な協力を行う。
297	播磨セ	矯正処遇 の実施等	今後も、受刑者に「人の役に立つ存在である」と実感させる試みを継続することで、社会とのつながりを認識させ、受刑者の更生意欲の促進を図っていただきたい。	職業訓練で収穫した農作物のフードバンクへの提供や、地域の児童を招待した芋掘り会等を実施することで、引き続き、受刑者に地域や社会との繋がりを体感させ、改善更生への意欲を喚起していく。
298	播磨セ	矯正処遇 の実施等	今後も、拘禁刑への対応や出所前における社会順化のための取組など、刑務所における矯正と社会との橋渡しとなる取組に力を入れていただきたい。	矯正処遇課程を試行するユニット工場において、半開放的処遇や社会復帰支援指導に係る改善指導を実施する等、拘禁刑への対応について検討を進めており、官民協働施設としての強みを生かしながら、引き続き、矯正と社会との橋渡しとなる取組を継続していく。
299	播磨セ	地域社会 との関わり	今後も、貴所の矯正教育や就労支援に係る活動を、他施設や協力雇用主を含む外部機関、各種メディアに積極的に広報していただきたい。	各種協議会や取材等を通じて、引き続き、他施設、外部機関及び各種メディアへの情報発信を継続していく。 また、大学や保護司会等、各団体からの施設参観等の申込みに際しても、積極的に受け入れていく。
300	和歌山刑	保健衛生 及び医療	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行し、行事等に対する制限が解除された一方、少ないながらも感染者は発生している。被収容者に最大限に配慮いただきながら、今後も必要な感染防止策に努められたい。	今後も引き続き地域の感染状況に応じた適切な感染防止対策に努める。
301	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	甘味品、パン、おかず等の増量の意見、集会や祝日菓子の菓子が少ないとの意見が恒常的にあり、また、レトルト食品の提供機会が増えたことを指摘する意見も多数あったことから、今後も工夫や配慮を要望する。 また、被収容者に対する食事に関するアンケートの頻度の増加と同アンケート結果のフィードバックを要望する。	食事や祝日菓の給与については、被収容者へのアンケート結果を踏まえ、予算や栄養価等を総合的に勘案した上で献立等を策定しており、また、集会等で用いる菓子については、食べ残しの多い菓子を除外したり、年齢に合わせた商品を選定するなど配慮を行っているところ、今後も適切な運用に努める。 また、食事に係るアンケート頻度の増加については、業務負担の増加から困難であるものの、同アンケート結果の被収容者へのフィードバックについては既に実施しており、今後も継続して実施する。
302	和歌山刑	保健衛生 及び医療	入浴時間については、脱着衣時間を含めて20分と制限されており、そのわずかな時間さえ十分に確保されていない場合があるとの意見があり、少なくともこの20分という入浴時間については確保するよう要望する。	入浴時間には脱着衣時間を含まず、内規に定められた20分を確保しており、湯船につかる時間が最大となるよう配慮しているところであるが、時間内にもかかわらず急がすような指導にならないよう、引き続き職員に対する指導を行う。
303	和歌山刑	保健衛生 及び医療	5分でもよいので入浴時間の延長を要望する。	入浴時間の延長については、職員配置上、延長することが困難である。
304	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	自弁物品の購入に関して、被収容者が購入を希望する物品が目録になかったり、希望するサイズがないなどといった意見が少なからずあることから、見直しを検討されたい。	自弁購入物品の拡大については、施設限りで判断できないため、頂いた御意見について上級官庁へ伝達する。
305	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	被収容者の需要や不満を把握するため、自弁購入物品に係るアンケートを実施されたい。	自弁購入物品に係る被収容者アンケートの実施について検討したい。
306	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	生理用ナプキンについて、テープの粘着力が弱い、綿が切れて血液が衣類に付着するといった意見が多く寄せられたため、支給品の見直しを含めて検討されたい。	被収容者個々の事情に合わせて支給枚数を増やすなど柔軟な対応を継続しつつ、より良い支給品の選定を検討することとしたい。
307	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	従前認められていたレターパックの特別購入再開を求める。	指定事業者がレターパックの販売を中止し、運送業者による送付に統一されたところ、仮にレターパックの使用を認めるとなれば、被収容者の申出の都度、当所職員がレターパックを購入する負担が生じることとなり職員配置上困難である。
308	和歌山刑	金品の取 扱い	歯ブラシやシャンプー、ナイロンタオル等にペンで記名されているが、すぐに消えてしまうため、セロハンテープの貼付や名札を付けるなどの提案が多数寄せられたため検討されたい。	頂いた御意見を踏まえ検討したものの、ナイロンタオルへの名札の貼付は、製品の性質上、ほつれ等の損壊を生じさせるおそれがあることから、対応は困難であるが、被収容者から再記入の申出の都度、速やかに対応している。 なお、歯ブラシやシャンプーについては、既に記名の上からセロハンテープを貼付する運用を行っている。
309	和歌山刑	物品の貸 与等及び 自弁	居室に時計が欲しいとの意見があった。予算都合上困難があることは承知しているが、できる限り実現に向けて検討いただきたい。	全居室に時計を備え付けることは予算上困難であるが、個別に検討し、必要性が認められる申出に対しては、今後も柔軟に対応していく。
310	和歌山刑	矯正処遇 の実施等	職業訓練や公費通信教育の種類及び人員枠の拡大について意見が多数寄せられており、これは更生及び社会復帰に向けて真剣に取り組む者が多いためと考えられることから、種類及び人員枠の拡大について検討されたい。	職業訓練の種類、枠及び公費通信教育の種類等については、施設限りで対応できないため、頂いた御意見について上級官庁へ伝達する。

311	和歌山刑	物品の貸与等及び自弁	令和4年度に続き、高齢者への補聴器の貸与を認めてほしいとの意見が多数寄せられており、難聴を有する被收容者自身のみでなく、その周囲の者からの意見も認められた。 高齢化社会においては、今後、視力や聴力に難を抱えた高齢者が占める割合が増加することが想定されるため検討を求める。	補聴器を含む補正器具は、個々人に応じて調製されたものでなければならず、法令の規定により、使用の必要があるときには原則として自弁のものを使用させ、自弁できない場合に限り貸与することとしており、今後も適切に対応したい。
312	和歌山刑	施設の敷地・建物等	高齢者が足を滑らせて転倒する可能性のある個所には、滑り止めなどの対策を講じられたい。	被收容者が転倒する可能性のある個所については、滑り止め対策を講じるなど臨機に対応する。
313	和歌山刑	組織・職員	外国籍を有する被收容者から、日本人被收容者と扱いが異なるとの意見が多く寄せられた。翻訳等のため日本人被收容者に比して時間を要することは理解できるが、できる限り不利益が生じないよう配慮を求める。	できる限り不利益が生じないよう、今後も適正な対応を継続していく。
314	和歌山刑	組織・職員	外国人被收容者に対する職員の声掛けが乱暴であるとの意見が多く寄せられた。言語の壁により意思疎通に困難が生じ、苛立つ感情が職員の言動に現れることも考えられるが、できる限り丁寧な対応を行うよう要望する。	今後も、通訳等を介して正確な指導を行うとともに、冷静かつ適正な対応の継続を職員研修等の機会を通じて指導していく。
315	和歌山刑	組織・職員	少数ながら、職員の被收容者への言動に対する苦情の意見があった。それらの意見のみで判断するものではないが、被收容者の人権に配慮した対応の継続を要望する。	今後も人権研修を含めた職員研修を実施し、被收容者の人権を尊重した処遇の継続に努める。
316	和歌山刑	組織・職員	職員からの注意や指導を受ける場面において、職員によりその対象となるか否かの判断基準が異なるとの意見が少なからずあった。注意や指導の場面に限らず、平時の被收容者との対応においても、被收容者間に不公平感を抱かせることがないよう、できる限り公平な態度や対応を保持することを要望する。 また、生活のしおりの記載と異なる指導を受けたとの意見もあり、統一した運用を要望する。	遵守事項違反等に対する注意等や生活要領に係る指導について、引き続き職員への研修等を通じて理解を深めさせるとともに、被收容者に対する指導が統一した運用となるよう、平時の対応においても公平を旨とした勤務姿勢を保持するよう指導していく。
317	和歌山刑	組織・職員	就寝時間帯における職員の声が大きいの意見があったため、配慮を求める。	就寝時間中の職員の声量等について、引き続き指導を継続していく。
318	和歌山刑	組織・職員	令和5年度に実施した職員へのアンケートや懇親会において、職員数の不足による勤務体制への悩みが多く寄せられ、特に、一定の職員に負担が偏っていることを憂慮する意見が多く寄せられた。刑務所がストレスの多い職場であることを踏まえ、悩みを打ち明けたり、それを労働環境の改善に繋げるシステムの構築を要望するとともに、視察委員会と職員との懇談会の継続を要望する。	メンタルヘルスや各種ハラスメントに係る相談窓口を設置し、問題を抱える職員の早期発見等に努めているところであるが、改めて、各種窓口や同制度について職員へ周知するとともに、労働環境の改善を推進していく。 また、視察委員会と職員との懇談会は、令和6年度も実施したい。
319	京都拘	組織・職員	令和5年12月1日以降、職員は被收容者を「さん」付けで呼ぶこととしたという報告を受けているが、その後も呼び捨てされたという意見があったので徹底されたい。	頂いた御意見に係る具体的な日時や被收容者名が不明であり、事実確認は困難であるものの、「さん」付けによる呼称が各職員に浸透するよう、監督者による運用状況の確認や職員研修を通じて引き続き指導を徹底していく。
320	京都拘	金品の取扱い	令和6年3月29日で貴所の売店が閉鎖され、購入による差入れができなくなると聞いているところ、従前の取扱いと大きな差異が生じることから、指定事業者の変更を含め、令和6年度以降も売店を設置されることを要望する。 少なくとも、通信販売等を含めた購入による差入れができる体制の構築を求めるとともに、売店機能の稼働までの間は、従前と比して物品の入手機会や数量に不利益が生じないよう、自弁購入の量や回数に配慮されたい。	指定事業者の変更を含めた売店機能の設置及び被收容者等による自弁物品の購入機会や購入制限の見直しについて、検討したい。 購入による差入れの実施及び自弁物品の購入回数制限見直し等について、検討したい。
321	京都拘	物品の貸与等及び自弁	警察留置施設で使用していたノートについて、願ひ出があり、かつ、防御権行使等の必要性があれば使用を認めているという回答を受けてはいるが、拘置所内で使用できないという意見が複数あるので、ノートの領置手続を取る際などに手続を経れば使用できる旨を丁寧に伝えるようにされたい。	入所時の領置調べにおいて、ノートを携帯してきた者には、①留置場で使用していたノートはいったん京都拘置所が預かること、②必要がある場合には申し出ることを丁寧に説明するとともに、同説明内容を掲示するなど、被收容者等が理解しやすい方法を検討したい。
322	京都拘	その他	選挙の不在者投票の希望の申出があった場合、必要な手続を期日までに確実に行うことができるように、手続についての被收容者に対する丁寧な説明と職員間で申し出の共有をして手続ができているかどうかの確認をするようにされたい。	現在、不在者投票の実施要領については、生活心得に記載しているほか、選挙の都度、具体的内容を定めた事務連絡を発出して職員に周知するとともに、対象者に対しては、必要な手続について告知放送をもって周知しているほか、告知放送以降に入所した対象者に対しては、入所時に直接職員が口頭で説明の上、不在者投票希望の有無を書面で徴取している。 そのほか、職員間の共有として、被收容者から不在者投票に係る質問があった場合、同質問を受けた処遇部門の職員は、名籍係に問合せをすることとしており、手続上の疎漏がないようにしているが、今後も職員間の情報共有を密にし、不在者投票に係る手続を適正に実施する。

323	京都拘	刑事施設 視察委員会	現在の意見・提案書の様式では、記載者が自分自身を施設側に特定されることを容認しているのかが分かりづらいので、当委員会の役割を果たしやすくするため、意見・提案書を施設側にそのまま見せてもよいのか、固有名詞や記載者を特定できる事項を施設側に伝えてよいのか等が明確になるような様式を工夫されたい。	令和6年3月21日付け矯正局長通達をもって意見・提案書の様式が変更となり、意見・提案書の内容を施設側に伝えてよいのかについての記載欄が追加されたことから、内規を変更の上、変更された様式を使用する予定である。
324	京都拘	組織・職員	当委員会宛てに投書されている意見・提案書の中には、必ずしも視察委員会でなくともよいのではないかと、本当は直接施設側に伝えたいのではないかとと思われる内容のものがある。正式な不服申立制度とは別に、施設側が直接にそのような意見・提案を拾い上げられるような簡易な仕組み（施設宛ての投書など）を設けていただけると、当委員会が本来取り組むべき案件に集中しやすいのではないかと考えられるので、検討されたい。	被収容者等からの申出等を受け付ける機会としては、不服申立て制度のほか、日々の生活指導の場面や篤志面接委員による相談等が存在するところ、新たな制度の創設は職員配置上困難であることから、視察委員会制度の趣旨や既存の制度について、改めて丁寧に周知することとしたい。
325	京都拘	刑事施設 視察委員会	奈良少年刑務所が閉鎖されたことに伴い、奈良拘置支所及び葛城拘置支所は当委員会の管轄となっている。 しかしながら、両拘置支所は奈良県に所在している一方で、当委員会の委員は全て京都府内の者で構成されており、奈良県内の事情には通じていないことに加え、京都拘置所から両拘置支所はいずれも距離があるため、年6回の委員会日程では毎年両方の拘置支所を視察することは困難である。 よって、奈良拘置支所及び葛城拘置支所については、京都拘置所とは別に視察委員会を設けて奈良県内の委員が担当するように改革されたい。	施設限りで対応できることではないことから、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
326	京都拘	刑事施設 視察委員会	視察は直接現場に赴くことが原則であると考えているが、距離や時間との関係で支所に視察に行けない場合に、次善の策として、Webカメラの活用等によりオンラインでの視察ができるような工夫を検討していただきたい。	支所の視察について、直接現場に赴くことができない場合、Webカメラ等の活用等によるオンラインでの視察等が可能であるかどうか、上級官庁に報告の上、具体的な方法について検討する。
327	京都拘	刑事施設 視察委員会	令和5年度途中から各居室に意見・提案書を備え付けるようになったことに伴って投書数が大幅に増加しており、それ自体は望ましいことではあるものの、各委員の負担が増加している。 また、当委員会の定員は4名であるため、定足数を満たすためには3名の出席が必要であるところ、もとも用務等により1名が欠席である場合に急病等で1名欠席すると、定足数を満たさず不成立となってしまう。そのために、葛城拘置支所に視察に実際に行っても無償の活動となったり、奈良拘置支所に視察に行けなくなってしまったりしたことが過去あった。 さらに、第三者委員会の提言書によれば視察委員会の活動の一層の充実が期待されているが、そのためには各委員の負担はこれまで以上に増えることとなる。 よって、当委員会の定員を少なくとももう1名増やしていただきたい。また、施設側からは独立した立場で視察委員会の活動をバックアップする仕組みを検討されたい。	定員数及びバックアップ体制に関しては施設限りで対応できることではないことから、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
328	大阪拘	物品の貸 与等及び 自弁	便箋、封筒及び保湿クリームについては、原則として当所指定の事業所から購入、又は差入れされた物に限り使用を認め、その他の物については領置する取扱いになっているが、これらを領置する理由はないように思われるため、運用を改めるべきである。	被収容者が使用する日用品等は、罪証隠滅の防止等を目的とした保安上の検査が重要な責務であるところ、封筒や便箋の検査の場合、解体検査しなければ不正連絡文等を発見することができず、保湿クリームについては、内容物の検査が困難となることから、多種多様な日用品の購入等を認めた場合、限られた人的資源による確実な検査に支障を来すほか、被収容者への引き渡しの遅延化にもつながるので、運用変更は困難である。
329	大阪拘	物品の貸 与等及び 自弁	物品販売等業務の現事業者として選定されている指定事業者から購入できる物品の数が少ない（特定のメーカーのものしか購入できない）というのは、選択の幅が狭いため、善処すべきであるとの意見に対し、「意見を踏まえて、指定事業者に取扱品種を増やすよう申し入れを行うことも含め、前向きに検討いたします。」との回答であったところ、「炭酸水」については「今後検討する。」との回答であった。検討した結果、指定事業者に申し入れを行ったのか、また、どのような申し入れを行い、どのような結果になったのかについて、検討途中であっても報告されたい。	「炭酸水」については、ペットボトル形状のため、空となった容器の他の用途への転用、ラベルをひも状に加工しての自殺企図及びペットボトルの底部が硬いために加工しての凶器作成などの保安上の支障が考えられるため、指定事業者に対し、取扱品目として増やすよう申し入れすることは困難である。
330	大阪拘	物品の貸 与等及び 自弁	上記「炭酸水」の他に、「5本指ソックス」、「歯周病予防の歯磨きチューブ」についても、指定事業者に対し、どのような申し入れを行い、どのような結果になったのかについて、検討途中であっても報告されたい。	「5本指ソックス」及び「歯周病予防の歯磨きチューブ」については、指定事業者に対し、取扱品目として増やすよう申し入れを行った結果、調達可能と回答を得ている。
331	大阪拘	物品の貸 与等及び 自弁	「リップクリーム」の自弁購入及び差し入れを認めるよう検討されたい。	リップクリームの自弁購入及び差し入れが可能となるよう運用の改正を検討中である。

332	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	「アイマスク」、「粘着クリーナー」について、自弁購入及び差し入れを認めるよう、法務大臣に働きかけることはできないのか検討されたい。	アイマスクや粘着クリーナーは自弁を許すことができる物品に該当しないところ、頂いた御意見は上級官庁に報告したい。
333	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	被収容者が室内で手紙を読んだり、書いたりするために電気スタンドを貸与するよう検討されたい。	室内照明は、十分な照度を確保している。電気スタンドの貸与は予算上の制約に加え、物品としての危険性（電源ケーブルがあること、破損しやすく電子部品や金属部品があること、二重構造部があり検査困難であること。）があり、被収容者が一般的に使用できる物品とすることになじまない。
334	大阪拘	その他	令和5年度、女性の刑務官が、女性の被収容者に対して不適正処遇をしたとの報告を受け非常に残念であった。職員に対し、ヒアリング、ストレスチェックを実施していれば防ぐことができたと思われるため、当該職員にヒアリング等ストレスチェックを実施していたのか、また、職員の定期的なストレスチェックの方法について検討されたい。	これまで、定期・不定期の監督者による職員面接等を通じ、業務上の問題点やストレス等の把握を行ってきた。また、毎年、全職員を対象に、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、職員が心の不健康な状態になることを未然に防止することを目的としてストレスチェックを実施してきたが、不適正処遇事案を未然に防止できなかったことは大変遺憾である。今後、職員のメンタルヘルス対策の充実を図り、職場内の心理的安全性を確保するため、メンタルヘルス相談員を配置したので、実施方法については、会議において詳細に報告する。
335	大阪拘	物品の貸与等及び自弁	大阪拘置所に配備されている車椅子以外のもの（被収容者が収容されるまでに利用していた車椅子）を利用できない理由として、「車椅子は自弁使用を認める物品には当たらない」との回答を得たが、被収容者には様々な体格の者や身体能力の者がいることから、配備されている規格のものでは不自由を感じる者が居るはずである。 法務大臣が自弁・差入れができるものとして定めていないのであれば、被収容者の事情に合わせて、配備されていない車椅子以外であっても柔軟に利用可能となるよう、法務大臣へ働き掛けることを含め検討されたい。	車椅子は、被収容者の病態に合わせて必要に応じて購入しており、体格その他の身体状況に応じた一般的ではない特別規格の車椅子を使用する運用も行っている。
336	大阪拘	組織・職員	令和6年2月15日、法務省は、受刑者をはじめ、刑務所や拘置所などに収容されている全ての人を、名字に「さん」をつけて呼ぶよう運用を改めることを明らかにした。また、刑務所の刑務官らが使っていた35の隠語について、使用を取りやめたことを公表した（以下「運用変更」という。）。これらの運用が形だけのものにならないよう、言葉遣い、話すときの態度、相手の受け止め方等、言葉による伝え方についての研修を実施するよう要望する。 また、これらの研修を実施する場合はその実施計画、実施しない場合はその理由について、報告されたい。	呼称変更に関する内部規定を整備し、研修等を実施した上で被収容者の名字に「さん」を付けて呼ぶことを徹底している。また、内部規定で49種の俗語及び隠語等を指定し、研修等を実施した上で浸透を図り定着に努めているところである。その他、人権教育に係る研修については実施方法等を検討し、視察委員会の会議において報告する。
337	大阪拘	組織・職員	セクハラ・パワハラ、情報漏えい問題に関する法令遵守（コンプライアンス）についての研修を実施するよう要望する。 また、これらの研修を実施する場合はその実施計画、実施しない場合はその理由について、報告されたい。	セクハラ・パワハラ、情報漏えい問題に関する法令遵守（コンプライアンス）についての研修は実施している。今年度の実施計画については、視察委員会の会議において報告する。
338	大阪拘	保健衛生及び医療	週3回の入浴機会のうち、2回は被収容者を2班に分けることにより15分間の通常入浴の形を実施しており、残りの1回は、被収容者全員に入浴機会を付与するため7分間のシャワー入浴という形で実施していると説明を受けたが、身体障がい者や体の不自由な高齢の被収容者にとっては7分間でシャワー入浴を完了することには困難が伴うと考えられるので、このような被収容者には、時間を長めに付与する等、柔軟な対応、配慮を要望する。	限られた設備及び職員数で、全被収容者に一定の入浴を実施するため、入浴時間を設定している。一方、被収容者の年齢、心身の状況に対応し、必要に応じて、入浴時間を含む個別の入浴に関する各種配慮を行い、また、手すりや設置された浴場使用、入浴用介助椅子なども使用している。
339	大阪拘	保健衛生及び医療	視察委員会が、被収容者への投薬は、薬剤に対する正しい知識を持つ医務の担当者がやるべきであるとの質問に対し、「業務分担の観点から、通常業務に投薬業務を追加するのは実質的に不可能である。」との回答であったが、刑務官では被収容者に薬剤の説明ができず、「処方されている薬が合わないので変えて欲しい」等の申し入れに迅速な対応ができないため、医療スタッフを増員して上記投薬の問題について善処できるよう検討されたい。	当所収容人員の6割ないし7割に相当する人員が薬剤の処方を受けている状況下において、看護師（准看護師を含む。）が、全ての投薬業務を担当することは相当ではなく、各フロアで処遇に従事する刑務官が投薬を担当している。 投薬に当たっては、薬袋には薬剤毎に投薬の時間、回数等が明記され、確実な投薬が実施できる体制を構築しているほか、被収容者に対しては、診察時に医師等から処方される薬剤の説明を尽くし、看護師（准看護師を含む。）が医療巡回時に病状や薬剤に関する申出に適切に対応している。さらに、医療（薬剤）に関して、被収容者から刑務官に対し質問等がなされた場合は、医務部に連絡の上、適切に対応している。

340	大阪拘	組織・職員	被収容者から、「民事裁判の口頭弁論期日に出頭させてもらえない」との意見があった。この問題に関し、日本弁護士連合会は、原則として出廷を許可することを勧告をしていることにも鑑み、大阪拘置所において、原則として出廷を許可する運用とし、出廷を不許可とする例外を定める具体的処理規定を策定すべきであるとする。策定する場合はいつまでに策定するのかのスケジュールについて、策定しないのであればその理由について、報告されたい。	民事裁判の出廷を希望する出願に関しては、通達を参酌し、個別に検討している。また、施設担当者から、当該民事裁判について、直接裁判所に架電等の方法により、代理人による出廷では足りないのか等を確認し、慎重に手順を踏んだ上で個別に可否判断をしていることに加え、広く民事裁判への出廷を原則許可することで、当所の管理運営上の支障を生ずるため、民事裁判への出廷を原則として許可する運用を策定する予定はない。
341	大阪拘	組織・職員	被収容者に対し、休日にお湯を支給することを検討されたい。	休休日において、限られた職員で施設を運営しているところ、規律及び秩序の維持並びに管理運営上の理由から、被収容者にお湯を支給することは困難である。
342	大阪拘	刑事施設視察委員会	令和4年度の視察委員会から、「視察委員会に対する情報提供資料に記載している当所被収容者の収容定員及び現員については、死刑確定者の人数が記載されておらず、委員からの質問があって初めてその人数が拘置所から明らかにされるという運用が続いている。当所には死刑確定者が収容されているのだから、その人数は提供資料に明示すべきである。」との意見に対し、「依命通達に定められているとおり回答する」とのことであるが、依命通達に「死刑確定者の人数は記載しない」と明記されていないのであれば、改善を求める。	刑事施設が視察委員会に対する情報の提供資料にある収容定員及び収容人員の推移については、依命通達に定められているとおり回答する。今後も死刑確定者数について視察委員会から質問があれば、視察委員会の会議において回答する。
343	大阪拘	組織・職員	死刑執行に関与している刑務官らが日常の業務を遂行するにあたり、ストレスを感じていることはないのかどうか、アンケートを取る等して検証し、その結果を視察委員会へ報告されたい。	毎年、全職員を対象に、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、職員が心の不健康な状態になることを未然に防止することを目的としてストレスチェックを実施しているところ、同チェックの個人結果については守秘義務があるもので報告することはできないが、職域別に分析された結果については把握できているため報告する。
344	神戸拘	組織・職員	新型コロナウイルス感染症の対応について、必要な対応がなされ、感染拡大が防止されていると思われるので、医療体制の整備・維持を継続するよう要望する。	今後も当所医師及び外部医療機関との連携を強化し、医療体制の整備・維持に努める。
345	神戸拘	刑事施設視察委員会	委員の見識を深める重要な機会として、他施設の見学を実施できるよう要望する。	他施設の見学・参観を希望する場合には、可能な限り助力する。
346	神戸拘	刑事施設視察委員会	名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に対する提言書を受けて、新たな取組が行われたが、引き続き視察委員会の活動を充実させる施策について、視察委員会と協議し実行されるよう要望する。	今後も、視察委員会の活動の充実化を図るべく、当所として研さんを尽くす。
347	鳥取刑	規律及び秩序の維持	複数の被収容者から、所内移動の際に、掛け声はないものの全員が大きく手を振り、足を高く上げ、踏み出す足の左右を合わせるような対応、いわゆる軍隊式行進又はそれに準ずる対応がなされているとの意見があった。鳥取刑務所におかれては、所内移動の際の対応について現状を確認していただきたい。仮に、指摘のとおり対応をしているのであれば、軍隊的行進又はそれに準ずるものと考えられるところ、所内移動の対応について改善されたい。	受刑者の所内移動については、処遇首席指示を発出して運用しており、いわゆる軍隊的行進を強制していることはなく、自然な形で所内を移動させることとしている。 なお、近年は、心身に障害を持つなどして、連行に時間を要する受刑者も増加しつつあり、他の受刑者と歩調を合わせた移動ができない場合は、職員が個別に連行するなどの配慮を実施している。
348	鳥取刑	組織・職員	複数の被収容者から、鳥取刑務所職員から暴言を受けた、大きな音を出すなど威圧的な対応をしている等の意見があった。鳥取刑務所においては、被収容者を「さん」を付けて呼称するなど、職員の意識改善に努めているところであるが、今後も継続的な研修等によって職員の人権意識についての啓蒙を継続していただきたい。	全職員を対象としたアンケートや一部の被収容者を対象とした個別面接を実施したところ、暴言や威圧的な対応をした職員や、それを見聞きした職員は認められなかった。 今後も、職員に対して人権研修を継続して行うなど、人権意識の向上を図りたい。
349	鳥取刑	書籍等の閲覧	居室内テレビ視聴に関し、休日（土曜、日曜、祝日等）においても日中のテレビ視聴が制限されているが、休日の日中にテレビが視聴できるようにしてほしい旨の意見が複数あった。休日の日中に居室内にてテレビを視聴することが刑務所内の規律維持等に直ちに問題があるとは思われないところ、例えば休日の午前のいずれかの2時間につき視聴を認めることの可否など、休日における居室内テレビ視聴の可否について検討していただきたい。	受刑者に対するテレビ視聴については、余暇活動の援助の一環として、休日（土曜、日曜、祝日等）は、午後3時から午後4時まで視聴を認めており、日曜は、1か月に1回、午前中に映画などのビデオ放映を行っている。今後も余暇活動の援助の充実を図るよう検討する。
350	鳥取刑	物品の貸与等及び自弁	手袋、耳当て、カイロ等の寒さ対策の商品の自弁が認められていないとの意見があった。冬期は特に居室内の気温は低いと思われるところ、被収容者が自弁にて寒さ対策の商品を購入したいと考えることは理解できる。手袋、耳当て、カイロ等の寒さ対策の商品の自弁購入について、施設管理上の問題点等を照査し、問題がないと判断された寒さ対策の商品については自弁購入を認めることについて検討していただきたい。	令和6年2月から、手袋については、全被収容者に自弁を認めることとした。 また、耳当て及び使い捨てカイロ等の物品については、未決拘禁者の自弁を認めているところ、受刑者の自弁についても、今後、自弁の可否について検討する。

351	松江刑	その他	LGBTに係る被収容者の処遇上配慮すべき事項について対応されたい。	LGBTに係る被収容者の処遇については、単独室への収容を含め、刑務作業、改善指導等を個々に慎重に検討して対応する。 また、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の改正に基づき、内規を発出し、性別による物品の異なる扱いを一部廃止しており、引き続き、LGBTに係る被収容者の処遇上配慮すべき事項についての対応に努める。
352	島根セ	組織・職員	職員の資質向上、人権意識の高揚、パワハラ防止を図る研修については、外部講師の招へいや外部講座の受講などを実施するための必要な予算要求等の措置を採られたい。	今後も引き続き、職員の資質向上、人権意識の高揚、パワハラ防止を図る研修を充実させるための必要な措置を講じるとともに、必要な予算措置については、上級官庁に要望する。
353	島根セ	組織・職員	不適切な言動等が認められた職員に対しては、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を採られたい。	職員に不適切な言動等が認められた場合には、事実関係を詳細に調査し、原因や経緯等を明らかにするとともに、職員に対し、必要な指導やケア等を実施していきたい。
354	島根セ	組織・職員	職場環境の充実を目指し、相談体制や部署間での改善等に取り組み、特に、前年度に引き続き、希望のあった幹部職員（できれば、センター長）との個別面談を実施されたい。	職場環境の充実のため、各種相談体制の構築や部署間での改善等に取り組み、引き続き、幹部職員との面談も実施方法等を検討の上、実施していきたい。
355	島根セ	保健衛生及び医療	新型コロナウイルス感染症防止対策により行われていた行動制限が従前の状況に戻せるよう行動制限を緩和する対策を引き続き、執られたい。	新型コロナウイルス感染症の第5類への移行を踏まえ、今後も各種行動制限の緩和のための措置について検討してまいりたい。
356	島根セ	矯正処遇の実施等	新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、余暇活動に訓練生参加型の石見神楽等の文化的活動もできるよう導入の検討を継続されたい。	令和4年度及び令和5年度、いずれも訓練生参加型の石見神楽の文化的活動を実施した。今後も感染症予防等を踏まえつつ、実施することを検討していきたい。
357	島根セ	矯正処遇の実施等	優遇菓子のメニューについて、定期的な変更及び内容について被収容者の要望を取り入れる取組を今後も継続されたい。	優遇菓子のメニューについては、毎月、変更を行っているが、今後も被収容者の嗜好を踏まえて定期的な変更を継続してまいりたい。
358	島根セ	矯正処遇の実施等	優遇菓子の価格の上限の調整については、物価高騰と連動し柔軟な運用をされたい。	優遇菓子の価格については、令和6年3月に見直しを行ったところであるが、今後も物価高騰の状況を踏まえながら、柔軟な対応をしていきたい。
359	島根セ	物品の貸与等及び自弁	シャンプー、ボディソープの自弁品について、環境保護の観点及び経済的な理由の観点から、詰め替え用のシャンプー、ボディソープの購入が可能となるように制度を変更されたい。	頂いた御意見を踏まえ、詰め替え用シャンプー等の購入の可否等について、検討していきたい。
360	岡山刑	刑事施設視察委員会	名古屋刑務所の事案を受け、被収容者からの意見を出しやすくするための様々な取組が行われ、結果として、被収容者の中からの面談希望者や職員との面談が増加したこと等により、視察委員会の開催時間において、施設トピックスの説明や被収容者からの意見提案書についての協議などその他の事項に充てられる時間が少なくなってしまう実情もある。 こうした実情を踏まえ、①視察委員会の開催日数を増やす、②視察委員会の1回の時間を長くする、③視察委員の人数を増やす、などの対策が必要と考える。 いずれも予算が伴う対策ではあるが、今後においては必要となってくる項目と思われるだけに、前向きに検討していただきたい。	今後も引き続き、視察委員会の時間等については、視察委員と調整しながら実施していく。また、令和6年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年6回から7回に増加可能な予算措置がなされているが、視察委員手当に関する予算や委員の人数に係るその他の御意見については、上級官庁に報告する。
361	岡山刑	保健衛生及び医療	暑さ対策について、近時の酷暑は尋常とは言い難く、このままでは重大な事故の発生は容易に想定されるところであり、そしてそれが現実のものとなってからは遅すぎることは言うまでもない。 岡山刑務所は長期受刑者が多く、その高齢化が指摘されるところであることから、改善策を講じられるよう求める。	令和6年度の工事計画として、居室棟、炊事棟、工場食堂等への空調設備等工事を上級官庁に要望しているところである。 既存のエアコン使用については、予算等を勘案しながら精査していく。
362	岡山刑	物品の貸与等及び自弁	食事の内容について、視察委員が検食した減塩の汁物は、塩気も味気もないものであった。制約された予算内での食材の選定と、制約された設備での献立等の工夫の苦労には、頭が下がるところではあるが、食事は生命の根本でもあるので、今一度、食材の予算に加え、設備改善の予算の充実にも意を用いられるよう要望する。	炊場での調理作業について、調理方法は、塩分を含んだ調味料を入れる前に食材を加熱（焼く・煮る）した後、常食と減塩食に分け、当該調味料の分量を常食用、減塩用として味付けをしているのが現状である。 常食と減塩食の食材を調理過程の最初から別にして味付けをすると、手間と時間が掛かるため作業工程、就業人数を見直す必要があり、炊場の作業能力、機材設備の実情を鑑みて検討していく。また、予算措置が必要である事項については、上級官庁に要望する。
363	岡山刑	物品の貸与等及び自弁	近時の物価高騰により、菓子類などが値上げとなり、価格の変動はないものの実質的に目減りしている状況がある。物価変動に応じて購入上限額を調整できるように、上記依命通達の見直しからの改善を求める。	優遇集会における菓子類の購入に使用できる金額については、通達が改正されたことにより、従来と比べ、物価の変動等を踏まえて柔軟に対応することができるようになったことを踏まえて対応していく。
364	岡山刑	保健衛生及び医療	歯科治療について、申出してから3～4ヶ月後の治療対応となっているとのことであり、また、皮膚科治療についても申出からかなり遅れての受診となり、悪化したとの意見もある。 医師、看護師及び医療設備などの充実により、早期の治療が図れるよう改善を求める。	診察については、看護師が毎週定期的に受持ち工場及び居室において、被収容者の主訴及び病状を聞き取った上で、医務課長等の医師が、必要に応じて診察、処置、検査等の要否を適切に判断している。 今後も被収容者に適正に歯科治療を受診できるよう、また、歯科診療の回数を増加していけるよう引き続き努めていく。

365	岡山刑	書籍等の 閲覧	書籍などを注文した場合、例えばある月において、事業者の保有する在庫数を上回る数の注文が入った場合は、被収容者の公平・平等を考慮し、その注文すべてについて品切れの扱いとするとのことである。 何らかの工夫をするなどして、できるだけ注文に応えるよう要望する。	当所は自弁書籍の購入冊数が多く、限られた人員・時間の中で購入に係る努力しているところではあるが、今後は、書籍等の品切れが一冊でも少なくなるよう事業者及び書店と協力し、より一層努力していく。
366	岡山刑	組織・職 員	名古屋刑務所の事案を受け「アクションプラン」の実施や「拘禁刑」の導入も間近となっている。受刑者を個人として尊重しながらも、毅然とした態度をもって接し、更生へと導く、という大変難しい対応が職員には求められてくるため、これまで以上に、是非とも十分な研修を行うなど、万全の態勢を整えるよう要望する。	今後とも、アクションプランに示された各種施策を推進していくとともに、既に実施済みの施策についてもミーティングや職務研究会、研修を通じて定着を図っていく。
367	岡山刑	その他	被収容者の入浴時間が限られていることを踏まえ、保安上許される限りにおいて、時計の設置を検討されるよう要望する。	当所工場入浴場においては、ランプ表示等により被収容者への残り入浴時間を周知しているところ、今後、当該表示板の老朽化等により設備を更新する必要性が生じた場合は、委員会からの御意見を踏まえながら、視認性なども考慮しつつデジタル式の表示板に変更することも検討していく。
368	岡山刑	組織・職 員	岡山刑務所では現職の職員が収賄罪及び国家公務員法違反の罪に問われ、有罪判決を受けるという事件が発生している。 特に、後者（国家公務員法違反事件）は、受刑者情報を外部に漏えいしたとの内容であり、保安管理の面からも看過できないものであった。 こうした職員の不祥事が発生すると、受刑者から侮られることにもなりかねず、更生に向けての受刑という目的が十分に達成できない結果ともなりかねない。一層の綱紀粛正を求める。	本件事案を受け、被収容者の個人情報の保護について改めて職員研修を実施するとともに、国家公務員倫理月間に合わせて、公務員倫理の保持や利害関係者の定義や利害関係者との間における規制等について改めて説明を行った。 二度とこのような事案を発生させることがないよう、厳正な服務規律の保持と再発防止のための職員指導の徹底を図り、失った信頼の回復に努め、より一層、綱紀の厳粛な保持に努めていく。
369	広島刑	組織・職 員	被収容者自らが改善更生していく形の処遇を目指すに当たり、保安警備を専門に行う者と処遇・教育を専門に行う者に分けて処遇する、チーム処遇を確立されたい。	当所では刑務官のほか、教育専門官、心理技官、社会福祉士及び作業療法士が配置されており、専門性を生かした業務を行っているところ、内部規定を定め個別支援処遇推進チームを設置し、チーム処遇を実施している。
370	広島刑	保健衛生 及び医療	被収容者に対する手術の実施基準について、医師の判断によるとのことであったが、意見・提案書の提出者からの意見が続く現状では、今後も本人の痛み、苦痛緩和の措置の検討及び医師による的確な診断が望まれる。	当所医師による診察のほか、必要に応じて外部医療機関の専門医による診察も実施しており、今後とも適切な医療体制を継続する。
371	広島刑	組織・職 員	職員面談を行い、職員の職務内容について、書類作成業務に時間を要しているため、簡素化、効率化する方法を検討すべきである。	被収容者の動静等を記録するための「視察表」等の作成に膨大な労力・時間を割いている現状から、その記載内容の見直しを図ったところである。
372	山口刑	物品の貸 与等及び 自弁	食事の献立に関して、マンネリ化しないように工夫されたい。	令和5年6月に実施した給食に関するアンケートの結果を同年8月からの献立に反映させることとし、同アンケートの意見によって採用した献立をメニュー表に明記することとし必要な工夫を行っている。
373	山口刑	物品の貸 与等及び 自弁	優遇措置に関するし好品の購入金額の上限について、社会情勢に応じた金額とするように検討されたい。	令和6年4月購入分から、優遇措置に関するし好品の購入上限金額を見直し、従前の500円から700円へ改正した。
374	山口刑	保健衛生 及び医療	布団乾燥を計画的に実施されたい。	寝具乾燥に関する内規の見直しを行い、布団等の乾燥場所を工夫し、計画的に乾燥を実施することとし、衛生面の充実を図った。
375	山口刑	施設運営 方針	第三者委員会の提言を受けた再発防止に取り組まれたい。	職員が被収容者を呼ぶ際には「さん」付けを行うこととし、集団で移動する際には、被収容者に、過度に腕を振るなどして行進するのではなく、自然に歩行するよう指導している。 また、視察委員会への協力に関しても、①報道機関への公表に際しての視察委員会への説明、②視察委員会による資料の閲覧・視聴等の運用改善を、令和6年2月から同年3月にかけて実施した。
376	岩国刑	保健衛生 及び医療	令和4年度と比較して診察実施件数が増え、診察待ち時間が短縮したが、令和5年度も迅速な診療の実施を求める意見は減少していないため、更なる診察待ち時間の短縮に向けて対応されたい。	診察待ち時間の短縮に向けた見直しを開始するとともに、医務課職員の増配置や地域医療との連携を強化し、適切な矯正医療を実施している。一方、必要な設備の整備や執務環境を改善し、医療課職員に過剰な負荷がかからないよう配慮している。
377	岩国刑	その他	性的少数者への配慮のみならず、高齢者や障がい者についても個別の困り感を把握し、合理的配慮のもと処遇が行われているが、その合理的配慮を不当な優遇と考える被収容者も存在することから、合理的配慮の必要性や正当性について、被収容者に対し教育を実施されたい。	高齢者や障がい者に対しては、個々の能力や特性に応じた処遇を行っているところ、拘禁刑処遇開始に向け、合理的配慮の必要性や正当性について職員に対して研修を継続し、被収容者に対し適切に指導を継続実施していく。
378	岩国刑	組織・職 員	職員の被収容者に接する態度が不公平・不平等であるとの意見が多くあることから、誤解で不公平感等が生じることを減少させるため、被収容者の意見に耳を傾け、しっかりとした事実調査等に基づき適正な対応を取り、その結果を被収容者にも還元することを要望する。	今後も、適正な勤務態度の保持や被収容者に対する対応や言葉遣いについての指導を行い、公平かつ適切な処遇を実施していく。また、必要に応じ、当該受刑者等に結果を告知することを検討する。

379	岩国刑	組織・職員	職員アンケート等により、改善すべき問題点を把握し、安心して勤務できる体制構築のため、職員の階層ごとの教育、自由かつ達な意見交換が可能な環境の醸成（必要に応じて管理職の意識改革）、職員（特に若手職員）への支援体制の確立等を着実に実施されたい。	職員の意見を広く聴取し、意見を生かした執務環境の改善を図るため、令和5年度当初から、若年職員や一般職員と幹部職員との意見交換会を実施するとともに、全職員から組織風土や執務環境等に係る意見を用紙に記入する形式で聴取し、全ての意見に対して回答・改善策を執った。今後も継続して実施する。
380	岩国刑	刑事施設視察委員会	被収容者の意見・提案は、処遇改善等の良い機会を与えてくれるため、今後も被収容者の自由な意見・提案を確保するよう協力を要望する。	適正な施設運営のため、今後も、被収容者からの意見・提案を真摯に受け止め、誠実に対応していく。
381	美祢セ	組織・職員	職員の言動に対する不満を指摘する意見が多くあったことから、職員の言動について受刑者の基本的人権を尊重したものとするよう徹底していただきたい。	被収容者に対する発言内容や指導方法について、基本的人権を尊重した上で、冷静沈着な指導を心掛けるよう職員への指導を継続していく。
382	美祢セ	組織・職員	受刑者の個人情報に対する配慮不足を訴える意見が散見されるので、他の受刑者に間違いなく聞こえない状況を確認した上で面談等を行うよう検討いただきたい。	職員への聞き取り等では事実関係を確認できなかったものの、被収容者の個人情報を取り扱う場合、場所、時期、タイミング等細心の注意を払う必要性について、職員に対して注意を喚起している。
383	美祢セ	組織・職員	受刑者の前で私用の話をしたり居眠りをしていると意見が散見されたので、受刑者の前では「刑事施設の規律及び秩序」を損なうような言動をすることがないよう徹底していただきたい。	職員への聞き取り等では事実関係を確認できなかったものの、職員に対し、申出の件について周知した上で、勤務中の姿勢や発言に対する注意を喚起している。
384	美祢セ	組織・職員	職員の指導方針が職員により異なり不統一であるとの意見が散見されるので、受刑者に不信感を与えることがないよう指導方針を職員全員に周知徹底し、統一的な方針に基づき一貫した指導を行うようしていただきたい。	被収容者に対する指導は、内規に基づき指導するよう職員に注意を喚起しており、今後も、一貫した指導を行うことができるよう指導を継続したい。
385	美祢セ	組織・職員	名古屋刑務所事案に係る提言書において、組織風土の問題が挙げられているので、職員が職種や役職に拘わらずに自由に意見交換できる環境を整備することや職員にきめ細やかなメンタルヘルスケアを行うことについて検討いただきたい。	アクションプランに基づく再発防止策に基づき、若年職員と幹部職員との意見交換会を実施したほか、今後も、メンタルヘルス相談員による職員を対象とした研修を実施し、メンタルヘルスケアに努めたい。
386	美祢セ	組織・職員	医療診察の申込みの際、威圧的に診察を申し出にくい状態にする職員がいるとの意見があったことから、受刑者が診察の必要性を感じたときには、気後れすることなく受診できる雰囲気醸成に努めていただきたい。	職員への聞き取り等では威圧的に診察を申し出にくい状態にした事実は認められなかったものの、今後も、被収容者が診察を受けやすい環境の構築に努める。
387	美祢セ	保健衛生及び医療	医師から処方される薬について、薬の効能や必要性の説明がないとの意見が散見されることから、医師又は薬剤師から受刑者に対し薬の必要性や効能を含め理解できるように説明するようにするとともに、疑問点について受刑者がちゅうちょせずに聞くことができるようにしていただきたい。	医師が薬を処方する際、必要に応じて検査結果や服用による副作用などの説明を行っているが、今後も薬の名称や効能、用法・用量について、より分かりやすい説明を行うなど適正な対応に努めたい。
388	美祢セ	保健衛生及び医療	居室のカビや枕カバー等の洗濯、扇風機の羽の清掃など衛生に関する意見があることから、カビについてはできる限り発生することがないようにし、枕カバー等の洗濯や扇風機の清掃等をこまめに行うよう対応を検討いただきたい。	居室のカビは、令和5年度に全収容等の大規模修繕工事を実施した際、居室内の塗装・清掃を行うなどして、対応済みである。また、枕カバー等の洗濯回数を増加させることは、予算上の制約により困難な状況にあるものの、特別に洗濯が必要と認める場合は、個別に対応している。 なお、被収容者から扇風機の羽の清掃に係る申出があった場合は、必要に応じて、職員で清掃を行っている。
389	美祢セ	矯正処遇の実施等	通信教育について、貴所で受験可能な資格試験及び受講可能な通信教育の一覧表を作成して受刑者に周知するとともに、受刑者の要望に応じて随時追加するよう検討していただきたい。	通信教育で取得可能な資格は、居室棟に備え付けのパンフレットで確認することが可能であるため、新たな対応は考えていないが、今後も、資格試験等の周知状況について要望があれば、個別具体的に検討したい。
390	美祢セ	物品の貸与等及び自弁	社会復帰後には、パソコンの使用が必要となることが多いので、インターネット回線に接続しないなど支障がない状態でパソコンの貸与ができないか検討していただきたい。	予算上の制約もあることから、個々のセンター生にパソコンを貸与することが困難な状況にあることを御理解いただきたい。
391	美祢セ	組織・職員	いじめなど受刑者同士のトラブルに係る意見があるところ、担当職員が把握できていない可能性もあることから、受刑者の様子を注意深く見守り、通常と異なる様子が見られる場合は面接等により状況を把握して必要な指導を行うなど対応をしていただきたい。	職員への聞き取り等では事実関係は確認できなかったものの、受刑者の処遇及び動静視察は厳密に行い、いじめなどの事案が確認された際は、調査に付した上で状況を確認するよう、研修等で職員に周知しており、今後も、適切に対応したい。
392	美祢セ	物品の貸与等及び自弁	衣服のサイズが合わない、丈が足りず防寒できないとの意見が散見されることから、女性でも長身の人も多くいることから、多様な体型に対応した衣類を提供するようしていただきたい。	被収容者の衣類は5種類のサイズから選択させており、収容中、体型の変化により、衣類のサイズが合わなくなった場合は、民間事業者による衣類の交換等を依頼するなどして対応しているところ、今後も、被収容者に、体型に応じた衣類を貸与できるよう努めたい。
393	美祢セ	物品の貸与等及び自弁	釈放前指導期間中、週1回の衣類交換、運動時の上下衣類の着替えについての意見があったことから、受刑者の居室着について、清潔で衛生的な生活を送れるよう週1回程度の交換を検討いただきたい。	釈放前指導とそれ以外の被収容者で衣類の交換頻度は異なるものの、サイズによっては在庫数が限られているため、速やかに衣類交換に対応できない場合がある。また、洗濯回数を増加させることは、予算上の制約により困難な状況にあるものの、特別に洗濯が必要と認める場合は、個別に対応している。 なお、運動時の上下衣類の着替えは、実施に向けて検討を行う予定である。

394	美祢セ	物品の貸与等及び自弁	視力矯正を要し眼鏡を使用する受刑者に対し、くもり止めの自弁購入及びコンタクトレンズとの併用の許可を検討していただきたい。	眼鏡とコンタクトレンズの併用は認めているものの、くもり止めは、刑事収容施設法及び関係法令で定められている刑事施設における被収容者に貸与する物品及び自弁物品に含まれていないため、使用は認められない。
395	美祢セ	組織・職員	夜間の巡回者の足音や物音については、多くの職員が音を立てないように注意しているようであるが、まだ職員の足音や扉の音に対する意見が散見されるので、職員に周知徹底していただきたい。	夜間巡回時の足音、扉の開閉音に細心の注意を払うよう、所内の巡回警備を行う民間事業者及び国職員に注意を喚起しており、継続して注意を喚起し、同種事案の防止に努める。
396	美祢セ	物品の貸与等及び自弁	朝食のパンについて、3、4週間前に作られたパンは硬くて食べられないので止めてほしいとの意見があったところ、平日は毎日パンを製造していることから、土日祝日以外は新しいパンを提供するよう検討していただきたい。	冷凍パンの給与を中止することは、施設の管理運営上、困難であるものの、今後も、冷凍パンの品質・味を向上させるよう努めたい。
397	美祢セ	刑事施設視察委員会	委員会の開催方法について、視察委員会の開催数を増やすことや職員との面談等を実施することなどが求められるところ、貴所の立地状況や市外居住の視察委員がいることから、委員の勤務地や自宅からのオンラインによる会議出席を可能とするよう検討していただきたい。また、受刑者や職員との面談についても、視察委員会開催日以外の日でもオンラインで実施できるように検討していただきたい。	令和6年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年6回から7回に増加可能な予算措置がなされているが、頂いたその他の御意見は、施設限りで対応できないため、上級官庁に報告する。
398	美祢セ	刑事施設視察委員会	意見・提案書に係る回答において、職務研究会で議論されていることがうかがえるので、職務研究会を傍聴できるように検討していただきたい。	今後、開催される視察委員会での職務研究会の視察を検討したい。
399	美祢セ	刑事施設視察委員会	受刑者の不服申立てについて、今後は申立ての件数だけでなく、不服申立ての具体的内容や処理結果の詳細な理由について説明することを要望する。その際、申立てや審査内容等の書面を確認させていただきたい。	今後、開催される視察委員会での対応を検討したい。
400	美祢セ	刑事施設視察委員会	次の事項について、定期的に説明していただきたい。 ・新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染対策の状況 ・診療申込書、症状申出書の提出件数と実際に診察した件数 ・貴所における釈放時アンケートの内容 ・女子若年受刑者に対するユニット型処遇の現状 ・オンライン面会の実施状況 ・被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況	今後、開催される視察委員会での対応を検討したい。
401	広島拘	物品の貸与等及び自弁	生理用のナプキンについて、注文する際にサイズや個数が書かれていないので、注文票への記載を検討されたい。	生理用ナプキンの個数やサイズについては、購入物品コード・定価表の備考欄に記載した。
402	広島拘	物品の貸与等及び自弁	ナイロンタオルを使わせてほしい、受刑者は2類以上であれば使えるとなっているので、未決拘禁者にも使わせることを検討されたい。	未決拘禁者に対しては、保安上の観点から、ナイロンタオルは使用させないこととしている。
403	広島拘	保健衛生及び医療	被収容者の受診については、2週間に1度を原則とする現在の運用を改め、適時、適切なタイミングで受診できるよう改善されたい。	被収容者の体調、病状等に応じ、随時、医師による診察、外医診察、医療共助等を行っており、受診を2週間に1度に限定している事実はない。
404	広島拘	保健衛生及び医療	被収容者が日常的に利用する場所、居室、物品などについて、衛生状態が維持されるよう不断に配慮されるよう求める。	当所において被収容者が日常的に利用する場所の清掃については、構内掃係受刑者が清掃しており、居室棟については、各階に衛生係受刑者が空室となった居室や廊下、風呂場及び物品などの清掃を行っており、各担当職員が指導監督を行っている。
405	広島拘	施設の敷地・建物等	冬季の寒さ対策、夏季の暑さ対策について、被収容者の健康維持のために、冷暖房装置を適切に設置・稼働させるよう求める。	令和6年2月に空調設備の増設工事を実施し、炊事工場に空調設備を設置した。今後も必要な予算要求等を継続しつつ、居室棟廊下に設置するストーブの増設やアイスノンの買い足しなど、自庁予算で対応可能なものを中心に対策を継続することとする。
406	広島拘	物品の貸与等及び自弁	自弁購入が可能な物品について、性による区別、受刑者と未決拘禁者の区別を可能な限り撤廃するよう求める。	法令等で定めのある物以外について、男女の別なく購入することができるよう所内の購入物品コード・定価表を変更した。また、訓令の改正により、購入が女子に限るとされていたバスタオル、リンス、化粧水類が男子も購入が可能となった。 なお、性的マイノリティ等に配慮するため、そのような御意見があったことについて、上級官庁に報告する。
407	広島拘	組織・職員	被収容者との対話について、より丁寧な言葉遣いによってなされるよう配慮されたい。必要以上に大きな号令によって被収容者を統制することを改められたい。	職員に対しては、常日頃から、被収容者への対応について、適切に行うよう指導している。また、必要以上に大きな号令によって被収容者を統制した事実はない。
408	広島拘	刑事施設視察委員会	令和6年度以降、視察委員会の回数を増加すること、視察委員の人数を増加させることを検討されたい。	令和6年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年6回から7回に増加可能な予算措置がなされている。また、視察委員の人数の増加を希望するという御意見があったことについて、上級官庁に報告する。

409	徳島刑	施設の敷地・建物等	施設の設置から５０年近く経過し、老朽化が進んでいることから、塙の強度や施設の安全性・耐震性を懸念する声があり、必要な予算措置を講じるよう令和４年度報告書で要望をしたところ、「上級官庁から一部予算措置があり、その結果等について地域住民に対して説明を行うことを検討する。」との回答をいただいたが、特に説明が行われていない。塙の強度や施設の安全性・耐震性に関して、まだ耐震診断を実施していない箇所があるのであれば、速やかに耐震診断の実施と診断結果（今後実施する予定の診断結果含む。）の概要を地域住民に公開し、説明を受ける機会を設けられるよう改めて要望する。	当所は昭和４０年代に建築された建物が多く老朽化していることは事実であるが、担当技官により維持管理されており、適時、必要な修繕を行っている。 令和５年度に、耐震改修工事のため予算措置されたのは、外塙とは別の建物の耐震改修工事であり、外塙の耐震改修工事の予算については、上級庁から、具体的な方向性が示されていないことから、地域住民に対する説明は行っていない。 頂いた御意見については上級官庁に報告する。
410	徳島刑	地域社会との関わり	人事面での配慮を含めて、刑務官の子女が地元の幼稚園、小学校及び中学校に通園通学することを推進するための取組みを行うように希望する。	人事異動に当たっては、転入する職員全員に職員宿舎の利用の有無を確認して、世帯で入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学等を案内している。
411	高松刑	刑事施設視察委員会	令和５年度は、視察委員会による調査時の対応として、同委員会が求める基礎資料（監視カメラ映像等）の確認ができたが、今後も同様の対応を願いたい。	視察委員への情報提供には、引き続き、可能な限り協力していく。
412	高松刑	組織・職員	不適切言動が指摘されている事例の分析等を踏まえ、その発生原因の解消を図るための研修や、外部からの視点や意見を盛り込んだ研修等の一層の充実・工夫を実施されたい。	人権意識の向上等、不祥事発生防止に資する研修等に努めているところ、頂いた御意見を踏まえ、今後も実効性が高められる研修方法等を検討の上、実施していく。
413	高松刑	刑事施設視察委員会	視察委員の増員や委員会開催回数の増加、また、これに伴う委員等手当の支給等の実現について検討されたい。	令和６年度は、視察委員会の委員会開催回数を、年６回から７回に増加可能な予算措置がなされている。頂いたその他の御意見については、当所のみで対応できる事項ではないことから、上級官庁に報告する。
414	高知刑	組織・職員	被収容者に対する職員の言動に関して、苦情が増えている傾向にあった。今後も定期的に研修等を実施したり、ウェアラブルカメラあるいは監視カメラの映像のチェックを行うなどして、問題となりうるような言動が無いかを検証しながら、被収容者に対する職員の言動について、改めて注意を払われたい。	ウェアラブルカメラや監視カメラの映像については、内規に基づいて検証を行っており、職員の不適切な言動があれば、個別に指導等を行っている。 職員に対する研修や注意喚起は、時機に応じて実施しているところ、令和６年３月２３日から順次、首席矯正処遇官（処遇担当）が職員に対して、被収容者に指導する際の言動に十分注意するように指導を実施した。今後も指導を継続していく。
415	高知刑	保健衛生及び医療	被収容者から適切な医療を受けさせてもらえていないとする苦情も根強くある。これは、医療従事者の医学的判断と被収容者の認識とに食い違いが生じていることが原因の一端となっているものもあるが、そのような場合にも被収容者に不満が残らないよう丁寧にコミュニケーションを取ることを心掛けるとともに、今後も被収容者に対し、適切な医療を受けさせる体制を整えることに努めていただきたい。	被収容者から、負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出があった場合、医師が申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師がその状況を確認し、看護師又は准看護師にあっては、診察の緊急性等を判断した上で、医師に報告し、医師はこの報告を受け、診察の要否を判断し、診察を実施している。また、医師等、医療従事者は、訓令に基づき、診察内容等の診療情報を被収容者が理解しやすいように提供しよう務めているところであり、引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療体制を構築し、実施していく。
416	高知刑	物品の貸与等及び自弁	食事に関しては、従前から被収容者の要望が多いので、アンケートの実施やその方法、結果の反映などの点について、給食事業者と協議し、今後もメニュー等の創意工夫を図っていただきたい。	食事に関するアンケート調査は、これまでも定期的に行っており、被収容者の嗜好等を尊重し、栄養価、年齢等の諸条件も踏まえながら、積極的に給食事業者と協議して、メニューについて創意工夫しているところであるが、今回の御意見を参考に、今後も引き続き、給食事業者と前向きにメニューについて協議を図る。
417	高知刑	組織・職員	高知刑務所において、収賄事件による職員逮捕や個人情報漏えいに関する事故など不祥事が複数発生したことから、次年度以降はこのようなことが起こらないよう、その原因を探求するとともに、再発防止に努められたい。	収賄事案による職員逮捕や個人情報漏えい事案を受け、国家公務員倫理に関する研修や個人情報漏えい防止強化月間を定めるなど、職員への意識付けを図っており、引き続き同種事案の再発防止策を徹底して実行していく。
418	北九州医刑	不服申立て	２名以上の被収容者が共同して作成した苦情の申出について、一律に処理を終結している取扱いの改善を要望する。	苦情の申出については、関係法令において、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について行うことができ、これを行う者が自らしなければならない旨が規定されており、２名以上が共同して苦情の申出書を作成したことが判明したときは、処理を終結させることとされており、現状の運用を継続する。
419	北九州医刑	保健衛生及び医療	休日明けの下着の洗濯枚数について、以前と比べどのように取扱いを変えたのか具体的に明らかにすることを要望する。	令和５年４月から、休日に毎日更衣しても支障が生じないよう下着の所持枚数を４枚から５枚に増加したほか、洗濯枚数についても増加した。
420	北九州医刑	保健衛生及び医療	居室内のタオルについて、手洗いは清潔な状態を維持することが困難であるため、定期的な洗濯を要望する。	今後、定期的に洗濯する機会を与える取扱いとするように検討したい。
421	北九州医刑	組織・職員	被収容者から、職員の態度、言動、科罰等に関して苦情が出されているため、被収容者が被害申出をしやすいような面接方法の検討や職員の人権意識の向上及び不適正処遇の防止のための積極的な改善を要望する。	オープンダイアログやリフレクティングの職員研修を行うなどして面接職員のスキルを高めるとともに、職員の人権意識の向上に努める。
422	北九州医刑	その他	テレビ視聴中に被収容者が読み書きをしている場合にテレビの電源を落とす取扱いを改善することを要望する。	今後、テレビ視聴中の読書等を認める運用に改めたい。

423	北九州医刑	組織・職員	年度初めの時期に研修を申し込んだ職員は、予算から旅費等を支出できているが、5月頃を過ぎるとオンライン研修等の無料で受けられる研修を受講するよう求められており、外部研修を受講する時期によって希望する研修を受けない事態が生ずるのはバランスを欠くので改善されたい。	研修については、対面方式かオンライン方式かについて、研修内容を精査して受講させ、予算事情等で参加できないことがないように見直しを図っていくこととしたい。
424	北九州医刑	組織・職員	仮眠時間に仮眠を取れるよう運用や環境の整備を要望する。	昼夜勤務に従事する職員の休憩（仮眠を含む。）時間については、職員の健康及び能率を勘案し、法令等により、1日6時間の休憩（仮眠を含む。）時間が設定され、当所においても規定どおり確保しているが、矯正施設という特性上、夜間等に緊急事態が発生し、その対応に休憩時間を割かなければならない場合もあることから、その影響が最小限に留まるように緊急性が低い事務処理等を翌朝の業務待機の時間帯を利用して処理するなど休憩（仮眠を含む。）時間帯を確保するようにしている。
425	福岡刑	組織・職員	令和4年度と比較し、職員の被収容者に対する言葉遣い等についての苦情は減少したものの、今後も職員研修の内容を充実させ、継続して研修を実施することを要する。	今後も職務準則や内規に基づき、公平・公正な被収容者処遇を行うよう日頃から指導するとともに、人権意識を徹底するための研修、不適正処遇防止の研修等を継続的に進めていく。
426	福岡刑	組織・職員	被収容者から薬の投与を願い出ても、職員がすぐに投薬してくれないという意見があったので改善を要望する。	被収容者から薬の処方への申出があった場合、投薬の可否等についての確認を行った上で薬を運搬し、投薬するため、一定時間を要することがある。
427	福岡刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者から、食事の献立、甘味品の種類について、多数の要望が寄せられていることから、今後も予算の範囲内において可能な限りの対応を要望する。	予算事情を勘案しつつ、毎月の献立検討会において、被収容者の意見を可能な限り考慮して献立を決定しており、毎月1品以上の新メニューを取り入れてレパートリーを増やすように努めている。
428	福岡刑	規律及び秩序の維持	感冒対策期間を除き、休日に被収容者が終日横がすることを認めていない措置について、法的根拠が不明確であり、正当化する理由に乏しいため、今後も改善を要望する。	余暇時間帯は、矯正処遇等を義務付けられない時間帯という意味であり、どのような行動も自由になるという意味ではない。受刑者については、規則正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、心身の健康を増進させるという観点から、必要な範囲（休日の午後1時から午後3時までの間）で横がすることを認めているものであり、今後も、現在の運用を継続したい。
429	福岡刑	刑事施設視察委員会	視察委員会活動における意見書の作成、視察等に費やす時間に対して、委員手当の額は低額であり、今後の視察委員会活動を活性化するためには、今まで以上の時間を消費することが予想されるため、委員手当の額について見直しを要望する。	視察委員会活動に係る委員手当については、毎年度、予算額が定められており、委員手当の増額は、施設限りで判断できないため、上級官庁に報告する。
430	麓刑務所	規律及び秩序の維持	反則調査に付した際の全裸での身体検査については、被収容者の名誉感情や羞恥心を害することがないように配慮されるべきであることから、同検査の実施について慎重な配慮を求める。	身体検査は、法令に基づき、監督職員等がその必要性を総合的に判断して実施しているものであり、一律的に全裸での検査を実施しているものではない。全裸での身体検査を実施する際には、被収容者のしゅう恥心や名誉感情を害することがないように、カーテンや仕切りのある部屋等において、個別に実施している。
431	麓刑務所	組織・職員	職員の言動について、言葉の発し方や声量等により、被収容者が威圧的に感じる場面が認められるため、改善されたい。	職員に対し、精神疾患や認知症等、個々の被収容者の特性を理解するための各種研修を実施し、人権意識の向上を踏まえた意識改革を図るとともに、監督者による巡回を通して、威圧的・高圧的な職員を個別に指導していく。
432	麓刑務所	外部交通	面会室が2室あるところ、新型コロナウイルス感染症防止を理由に、そのうちアクリル板がない1室の使用を中止している影響から、面会時間が短縮されているとの意見が多く寄せられていることから改善されたい。	新型コロナウイルス感染症が5類になったことを踏まえ、使用を中止していた面会室の使用を再開する予定にしており、面会時間の確保に努めていく。
433	長崎刑	収容状況	被収容者から「未決拘禁者と受刑者を隣の部屋で収容している。」との意見が見られた。国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）に反することから、対応を求める。	従前から、刑事収容施設法第4条に基づき、未決拘禁者と受刑者の居室を別とし、身体的接触や会話等の交流は許していなかったが、収容居室を見直し、収容居室棟を別にする事とした。
434	長崎刑	物品の貸与等及び自弁	被収容者から「六法全書が古い、国語辞典が不足している。」との貸与書籍についての意見が見られた。六法全書については、最新ものを参照できるようにし、国語辞典についても従前よりも多めに準備するよう対応を求める。	六法全書については、最新の令和5年版5冊を購入し、未決収容棟に整備した。国語辞典については、現在60冊整備されており、そのうち最新の令和4年版が5冊であるところ、貸出件数の推移を踏まえて更新を検討する。
435	長崎刑	刑事施設視察委員会	他の刑事施設視察委員会との交流、意見交換については、当委員会として有用であると考えているので、Web会議等の形でよいので、令和6年度に機会を設けるよう希望する。	令和6年度から刑事施設視察委員長連絡協議会が開催されるが、他の刑事施設視察委員会との交流、意見交換については、アクションプランにも掲げられていることから、近隣の刑事施設と調整し、実地又はオンラインにより、各視察委員会が相互に情報共有できる機会を設ける。
436	大分刑	物品の貸与等及び自弁	眼鏡の修繕やレンズ交換は、指定事業者で購入した眼鏡以外でも応じるように、指定事業者と交渉を要望する。	指定事業者と交渉した結果、眼鏡の修繕等については、指定事業者以外で購入した眼鏡の場合、部品等の調達に難しく、修繕中の破損等にも対応できないため、応じることはできない。また、指定事業者から購入したものであっても、近時においては、販売促進のためモデルチェンジが多いことから、終売品に関しては、メーカーに商品の在庫がないことが多く、フレームの素材によっては、対応できない場合があるとの回答を受けている。

437	大分刑	物品の貸与等及び自弁	冬季に被収容者に手袋・軍手等の手指に関する防寒具の利用を広く認めるよう検討されたい。	被収容者の感冒対策及び処遇の充実の観点から、令和5年12月1日以降、運動時に私物の手袋の使用を認めることとした。
438	大分刑	矯正処遇の実施等	コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症予防を理由として、従前の取扱いを変更した行事や、被収容者への運動の制限などについて、コロナ禍前の取扱いに戻すように要望する。	マスクの任意着用を含め、各種総集行事については、全てコロナ禍前と同様に実施することとして計画している。また、コロナ禍は外部作業（外部通勤作業、社会貢献作業）を中止していたが、社会貢献作業は5類移行前から再開し、外部通勤作業は5類移行後に再開している。
439	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	洋式トイレの便座カバーを自弁購入できるようにするか刑務所が支給することを要望する。夏はなくてもいいが冬は便座に座る時に冷たく、体に負担が掛かって心臓に悪いと思うので早急に改善を要望する。	トイレの便座カバーについては、訓令において自弁を許すことのできる物品として定められておらず、当所のみの判断で当該物品の支給等を認めることもできないため、上級官庁に報告したい。
440	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入で買える整髪料について、男子が買える整髪料はスタイリングジェルでセットをする時等で使用する物であり、女子が買える整髪料は髪をケアする物であり、それぞれ使用目的が違うので男子も髪をケアするための整髪料を買えるよう要望する。以前はヘアトニックがあった。	本年1月9日付けで、訓令が改正され、これまで女子に限って使用を許可されていた「リンス」が、男子にも許可される運用に変更されており、髪をケアする物品が購入できるようになっている。 なお、整髪料については、男子と女子で購入できる物品を区別しているところ、今後は当該品物の購入に係る区別をなくしていくことを検討したい。
441	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	歯を大切にすれば病気もせず体調は良くなると言われており、逆に歯を悪くすると体調も悪くなる。歯ブラシやつまようじだけでは除去できない食べかすがあるので、歯間ブラシ、デンタルフロス、歯周病予防歯磨き粉等の購入を要望する。	自弁を許すことができる物品については法令で定めがあるため、一施設だけで対応はできないが、全国的な状況を勘案して検討することとしたい。
442	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	自弁購入品の化粧水、乳液については女子に限られているが、今の時代、男子も化粧水、乳液を使用しているので、男子も購入できるようにしてほしい。全国で買えないかも調査を依頼したい。	現在、化粧水、乳液ともに購入できるようにしている。
443	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	単独室にはやかんと鉄の水筒だけが、共同室には、保温できる保温キーパーがある。他の刑務所の単独室には、保温できるポットが備えてあるので、当所の単独室にも保温キーパーの設置を要望する。	単独室においては、保温キーパーに代えて、保温性の高いステンレスボトルを入れているものである。
444	宮崎刑	組織・職員	居室内の水の使用について、単独室に洗面器は備え付けてあるが、布巾、台ふき、コップ、はしを洗う時、流しっぱなしなら洗えないし、水を出しっぱなしにすれば職員が注意する。手を洗う時さえ溜めてから使えと言われるので、注意するのをやめるよう要望する。	節水のため、洗面及び洗い物を実施する際は洗面器を使用するよう指導しており、また、必要以上に水を勢いよく出して手を洗っている際は、社会通念上の節水の指導をしている。
445	宮崎刑	物品の貸与等及び自弁	集会で出される自弁菓子について、金額は500円以内とされている。物価高騰のため質が悪くなるのは分かるが、高騰に合わせて金額の上限を上げたり、飲み物でなく菓子の方に金を掛けるよう要望する。	近年の物価水準の変動等に鑑み、本年3月18日付けで、法令の定めにより摂取を許す食料品及び飲料については、その購入額の合計が500円を超えない範囲内から、700円を超えない範囲内に改定している。
446	鹿児島刑	物品の貸与等及び自弁	自弁物品について、購入物品の制限の緩和、事業者の設定価格について、改善を検討されたい。	自弁物品購入の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、統一物品の具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されているものであり、施設限りで変更できる事柄ではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
447	鹿児島刑	物品の貸与等及び自弁	優遇集会におけるし好品について、1回の購入金額が500円を超えない範囲と規定されているところ、近年の物価高騰等も踏まえ、購入金額の緩和を検討されたい。	近年の物価水準の変動等に鑑み、法令の定めにより摂取を許す食料品及び飲料については、その購入額の合計が500円を超えない範囲内から、700円を超えない範囲内に改定している。
448	鹿児島刑	物品の貸与等及び自弁	手袋を居室外でも使用できるように検討されたい。	防寒用としては検査を要さない居室内でのみ認める運用としていたところではあるが、医療上の配慮等の個別事情に応じて、居室外での使用を認めることを検討する。
449	沖縄刑	物品の貸与等及び自弁	食事の提供について、「量が少ない」「似たような食事が多い」といった意見が目立った。食事の内容については、栄養価の計算や味付け等への工夫がなされているとのことであるが、それが形式的なものにならないよう要望する。	食事は、内容や栄養量を勘案し組合せを決めて給与している。今後も1日のエネルギー量等を超えないかつ満腹感をえられる献立を検討していく。 メニューの類似については、限られた予算や食材から可能な限り見た目や味付けが同じにならないような献立を検討したい。
450	沖縄刑	矯正処遇の実施等	被収容者が社会復帰後に安定的な生活を送るための準備として、出所を控えた被収容者から出所後の生活の見通しについての情報収集が重要であると思われるが、必ずしもその様な機会が確保されているとはいえない状況である。本人の希望がない場合であっても、強制と疑われない範囲で施設側から積極的に情報収集することを検討されたい。	帰住先が決まっていない被収容者については、更生保護官署と情報を共有するとともに、地方自治体等関係機関との協議の場を設けるなど、帰住先確保につながる連携体制の強化を図っている。 就労先が決まっていない被収容者については、就労支援スタッフ等による就労指導や職業紹介及び就職面接等、就職内定に向けた支援に取り組むとともに、就労意欲の低い被収容者に対しては、就労準備指導や社会復帰準備指導により就労意欲の喚起を図っている。
451	沖縄刑	矯正処遇の実施等	刑務所における職業訓練の種類や受講可能人数が必ずしも十分ではないように思われる。社会復帰後の就労先の確保は極めて重要な問題であることから、その可能性の拡大を図られたい。	職業訓練の種類や受講可能人数については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。また、訓練の実施に当たっては、職員から受講の働き掛けを行ったり、定員に満たない場合は再募集を行うなどして訓練生の充足を図っている。

452	沖縄刑	書籍等の 閲覧	備付書籍が古いため、新しい書籍の導入を検討されたい。	当所の被収容者が閲覧する書籍については、毎年度、在庫書籍の内容を勘案した上で、予算の範囲内で整備しており、また、県立図書館の貸出制度を利用して約半年ごとに入れ替えているほか、令和5年度から近隣の図書館に依頼し、不要書籍の寄贈を受けることとしている。
453	沖縄刑	刑事施設 視察委員会	表面化しにくい被収容者の声を補足するために、令和6年度以降も継続して面談を希望していない被収容者からの聴取の機会を確保することを要望する。	令和6年度以降においても、視察委員会が幅広い被収容者から忌たんのない意見を聴取できるよう、任意抽出による面接を実施できる機会を設けることとする。
454	沖縄刑	組織・職員	被収容者への刑務官の言動等の対応について、不満である旨の意見が挙がっており、職員への研修に関して、被収容者の人格を尊重するといった抽象的な議論だけではなく、具体的なケースに応じた対応についての勉強会の開催など、より効果的な職員不祥事防止研修の実施を要望する。	外部の方の御意見や考え方に接する機会を意図的に増加させることを目的として、比較的勤務経験の浅い職員を教育、社会福祉分野の協議会や地区矯正展に参加させるなど、職員の人権意識等の向上及び組織風土の変革に資する具体的な取組に努めてまいりたい。
455	佐少刑	保健衛生 及び医療	靴下の洗濯を1回につき3足までとしてほしい要望があがっているので、検討願されたい。	靴下洗濯回数は、週に3回、1回につき2足までとしていたところ、1回当たりの洗濯数を2足から3足に増加した。
456	佐少刑	保健衛生 及び医療	今後、何らかの感染症が流行するなどした場合は、法令等を遵守し、適切な対策を行いながらも被収容者の人権に最大限配慮し、被収容者に対する適切な処遇を行っていくことを求める。	これまでに講じてきた各種対応の経験を生かすとともに、地域の感染状況に応じ、上級官庁の対応方針等を踏まえ、所要の対策を講じていきたい。
457	佐少刑	組織・職員	職員に対し、提言書の周知・徹底、実践的な研修を通して定期的・継続的な指導・教育を行っていき、恒常的な被収容者に対する人権意識及び遵法精神の向上を求める。	各種研修の実施により、職員の人権意識等の向上に努めているところ、今後も、実効性が高められる研修方法等を検討の上、継続して実施していく。
458	佐少刑	物品の貸 与等及び 自弁	被収容者に対し、菓子・物品購入の基準や内容を明確に周知することを求める。	菓子・物品購入の手続について、従前から刑執行開始時指導時に説明しているところ、今後も継続して実施していく。
459	佐少刑	刑事施設 視察委員会	被収容者に対し、視察委員会の活動を視察委員会と連携し、広く周知することを求める。	従前から所内生活の心得に記載し、収容居室ごとに備え付けて周知しているところ、今後、刑執行開始指導に導入するなど検討してまいりたい。
460	福岡拘	施設の敷 地・建物 等	平成30年度から引き続き、全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を求める。 また、空調設備を設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつ、その使用時間を延長することを求める。	予算措置等も必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は、上級官庁に報告する。
461	福岡拘	施設の敷 地・建物 等	平成30年度から引き続き、全居室に温湿計等を設置して、温度等の管理を徹底することを求める。	居室棟においては、担当台付近や廊下に温度・湿度計を設置し、温度等の管理を徹底しており、現状において温度管理に支障は生じていない。
462	福岡拘	施設の敷 地・建物 等	寒さが厳しい日には積極的に暖房措置を行うことを求める。	空調機器設置済みの収容棟については、必要に応じて暖房を稼働させており、機器未設置の収容棟は、ハロゲンヒーターを浴場前で使用し、ヒートショック対策を講じている。
463	福岡拘	施設の敷 地・建物 等	暖房措置を講じるに際し予算が不足するのであれば、他の空調設備の整った建築年の新しい刑事施設との公平性の観点からも、上級官庁に対し、そのための予算措置を要求されたい。	予算措置等も必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は、上級官庁に報告する。
464	福岡拘	物品の貸 与等及び 自弁	被収容者が購入する物品にも消費税が加算されているにもかかわらず、依命通達における食料品及び飲料又はし好品の自弁購入額の合計が1000円又は500円を超えない範囲内とされている点について、令和3年度から引き続き、上級官庁に対し、上記通達の改正を求めるなど対応されたい。	御意見は、上級官庁に報告する。 なお、同通達について一部改正され、食料品及び飲料又はし好品の自弁購入額の限度額が廃止されている。
465	福岡拘	保健衛生 及び医療	午前10時の段階で雨天の場合には、戸外運動を終日中止する運用をしているとのことであるが、天気予報を活用したり、一部又は全部の戸外運動場に雨よけを設置したりするなどして、梅雨の時期などにおいて、雨天による戸外運動の中止が繰り返されないように改善されたい。	令和5年12月以降については、午前中の天候により戸外運動を中止した場合であっても、その後天候が回復した場合には、その都度、戸外運動について検討する運用としている。
466	福岡拘	金品の取 扱い	刑事収容施設法第48条第4項及び被収容者の物品の保管等について（平成19年5月30日付け法務省矯正第3342号矯正局長通達）2項（4）にかかわらず、原則、書籍の領置は認めず、例外的に相応の理由がある場合にのみ認めるとの運用をしているとのことであるが、どうしても交付（宅下）できる親族等がない被収容者であって、領置総量が領置限度量を超えていない場合においても、保管限度量を超える書籍の廃棄を求めるのは相当ではないため、運用を見直されたい。	保管限度量内の物品、領置に適さない物品、宅下げ、廃棄ができる物品等については、領置を認めていない。なお、身寄りがいない被収容者については、宅下げができないので、申出があれば個別に判断し、領置できるよう柔軟に対応しているところであり、今後もこの運用を継続して行きたい。 直ちに使用する必要のない書籍については、申出があれば個別に判断し、領置限度量の範囲内で領置を認めている。

467	福岡拘	その他	未決拘禁者から、刑事訴訟法第31条の2に基づく私選弁護士選任の申出があったにもかかわらず、職員の失念により、弁護士会への同申出の取次が遅れた事例があったとのことであるため、職員によるダブルチェック体制を取るなど、再発防止策を講じられたい。	従前から、被收容者から私選弁護人の選任申出がなされた場合は、内規に基づき弁護士会への連絡を行っているが、同会への取次等が遅れることのないよう、裁判所から「弁護士選任回答書」（以下「回答書」という。）が送達された時点で「弁護士選任に関する回答書処理受付簿」に記録して管理することとし、同受付簿において、被收容者が提出した回答書に記載された事項（国選弁護人の選任又は私選弁護人の選任等のチェック）を記載の上、回答書の処理状況を管理することとするチェック体制を構築している。
468	福岡拘	施設の敷地・建物等	病気や障害により歩行が困難であるにもかかわらず、エレベーターが利用できず、車いすの利用も認められないとのことであるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条及び第7条第2項を遵守する観点から、必要な合理的配慮の提供や施設の構造の改善、設備の整備を検討されたい。	現状、歩行困難などの障害を有する被收容者には、車椅子で移動できる棟の適当な收容棟を優先に考慮し收容しているほか、車椅子で階段を上り下りできる仮設スロープを使用している。 ただし、女子の障害を有する被收容者には、收容棟の構造上、上記のような対応が取れないため、職員等の介添え等で階段を上り下りしているのが現状であるところ、予算措置等も必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、御意見は、上級官庁に報告する。
469	福岡拘	金品の取扱い	立体型の飛び出るメッセージカードについては、刑事收容施設法第46条第1項第5号の物品として扱っているとのことであるが、同カードは、特定人から特定人に宛てられた、意思や事実などを伝達するための文書図画であるから、信書又はこれに準じて扱い、法第48条により、被收容者に保管を認めるよう求める。	「立体型の飛び出るメッセージカード」は市販のもののみならず、手作りのものも想定されるほか、メッセージ内容が予め印字されているだけのもの、意思伝達内容が自筆で書き加えられているもの、メッセージ部分が立体面に記されているもの、平面（カード様のイメージ）に記されているもの、メッセージが切り離せるもの、一体になっているもの等、性質や形態が多様であり、送付された際の対応について一概に言うことは困難であるが、一般的に、「立体型の飛び出るメッセージカード」は、立体型の工作物であって、被收容者が所内で所持することを認められない物品であるため、保管させることはできないものの、メッセージ部分がカード様の平面に記されているなどして分離できる場合は、メッセージ部分は内容検査を経た後に被收容者に交付し、保管させている。
470	福岡拘	施設の敷地・建物等	福岡拘置所では、車椅子のまま入室できる面会室（以下「車椅子対応面会室」という。）が1室しかないものの、面会室の不足は生じていないとのことであるが、必要がある場合には車椅子対応面会室を増設するなど対応されたい。	車椅子に乗車したまま利用可能な面会室は2室存在し、車椅子を利用している被收容者に対しては、同面会室を優先的に使用しており、現状としては、円滑に面会が実施できているものと承知している。
471	福岡拘	外部交通	被收容者宛てのレターパック入りの書信等を受信した際には、中身だけを抜いてこれを被收容者に交付し、レターパック自体は廃棄する運用をしているとのことであるが、レターパックには①差出人の電話番号、②消印、③送付した品名などの情報が載っており、相手方が送付したものと中身との照合ができたり、発送日の確認をできたりする信書の封筒のようなものであるから、廃棄せずに被收容者に交付するか又は被收容者に照合やメモの機会を与えるよう求める。	レターパック自体は差入物ではなく、郵送のための梱包資材であるので、信書の封筒と同一に取り扱うものではないと認識しており、交付については今後もしない運用を継続していくが、信書を交付する際に引継書として差出人の情報提示を行っていることから、メモの機会是与えている。
472	福岡拘	施設の敷地・建物等	福岡拘置所では、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症対応のために、面会室にインターホンマイクを設置しているところ、その音量が小さい、大きすぎる、などの訴えがあった場合には（立会）職員が調整しているとのことであるが、調整ができることを知らず我慢して面会を余儀なくされる者もいる可能性があるため、被收容者側と面会者側双方に、シール等で「音量の調節が必要な場合には職員に申し出てください」などの掲示をされたい。	意見を受けて改めて実情確認し、実情に応じて再検討した結果、御指摘のとおり対応した。